令和元年12月定例会

南伊豆町議会会議録

令和元年　12月 3 日　開会
令和元年　12月 4 日　閉会

南 伊 豆 町 議 会

令和元年十二月定例会

令和元年十二月定例会

南伊豆町議会会議録

南伊豆町議会会議録

令和元年１２月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（１２月３日）

○議事日程……１
○本日の会議に付した事件……１
○出席議員……１
○欠席議員……１
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……１
○職務のため出席した者の職氏名……２
○開会宣告……３
○議事日程説明……３
○開議宣告……３
○会議録署名議員の指名……３
○会期の決定……３
○諸般の報告……４
○町長行政報告……４
○一般質問……９
　漆　田　　修　君……９
　加　畑　　毅　君……２６
　宮　田　和　彦　君……４１
　横　嶋　隆　二　君……６０
　黒　田　利貴男　君……７５
○散会宣告……８５
○署名議員……８７

第　２　号　（１２月４日）

○議事日程……８９
○本日の会議に付した事件……９０
○出席議員……９０
○欠席議員……９０

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……９０
○職務のため出席した者の職氏名……９１
○開議宣告……９２
○議事日程説明……９２
○会議録署名議員の指名……９２
○議第９６号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……９２
○議第９７号～議第１０３号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……９４
○議第１０４号の上程、説明、質疑、討論、採決……９７
○議第１０５号の上程、説明、質疑、討論、採決……９８
○議第１０６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１００
○議第１０７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０１
○議第１０８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０２
○議第１０９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０３
○議第１１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０４
○議第１１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０５
○議第１１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０７
○議第１１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１３
○議第１１４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１６
○議第１１５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１７
○議第１１６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１８
○議第１１７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２０
○各委員会の閉会中の継続調査申出書……１２１
○議員派遣の申し出について……１２１
○閉議及び閉会宣告……１２２
○署名議員……１２３

令和元年 12 月定例町議会

（第 1 日　12 月 3 日）

令和元年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

令和元年１２月３日（火）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長の行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	黒　田　利貴男　君	２番	宮　田　和　彦　君
３番	比野下　文　男　君	４番	加　畑　　毅　君
５番	谷　　正　君	６番	長　田　美喜彦　君
７番	稲　葉　勝　男　君	８番	清　水　清　一　君
９番	漆　田　　修　君	１０番	齋　藤　　要　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	岡　部　克　仁　君	副　町　長	橋　本　元　治　君
教　育　長	佐　野　　薫　君	総務課長	渡　邊　雅　之　君
企画課長	菰　田　一　郎　君	地方創生室長	勝　田　智　史　君
地域整備課長	飯　田　満寿雄　君	商工観光課長	斎　藤　重　広　君

町民課長	髙野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	髙橋健一君	教育委員会事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	髙橋由美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	係長	内藤彰一

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（清水清一君）　おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより令和元年12月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（清水清一君）　これより、本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

５番議員　　谷　　正　君

６番議員　　長　田　美喜彦　君

◎会期の決定

○議長（清水清一君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月４日までの２日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月４日までの２日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（清水清一君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

令和元年９月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（清水清一君）　日程第４、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　おはようございます。

令和元年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、令和元年９月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

１、再生可能エネルギー農山村活性化の取り組み。

10月25日、令和元年度第２回南伊豆町再生可能エネルギー農山村活性化協議会が開催され、発電事業者から提出された木質バイオマス発電整備計画の認定申請にかかる報告が成され、同協議会においてご確認をいただいたところであります。

稼働までのスケジュールでは、売電開始を2021年春としており、経済産業省への事業認定申請のほか、東京電力との売電時期の前倒し交渉なども迅速に進めるところであります。

また、原料となるチップ加工場については、必要量が１日４トンと少量であることや、近隣住宅への騒音配慮から当該予定地以外に整備し、移動式チッパーの活用で必要量を確保したのち、発電プラントに搬入する方式を林業者と調整しております。

今後も「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」に基づき、岩殿地区での木質バイオマス発電の早期稼働を目指すとともに、町内全域への事業展開とさらなる地域活性化に向けた取り組みを推進してまいります。

２、第16回フェスタ南伊豆。

10月20日、南伊豆町役場を会場に「第16回フェスタ南伊豆」が開催され、天候にも恵まれたなかで多くの来場者で賑わいました。

なかでも例年公表をいただいている塩尻市からの新鮮な野菜、果物、ワインの販売には、今年も長い行列ができておりました。

また、商店街通りでは、南伊豆中学校の生徒有志によるソーラン節のほか、杉並区「高円寺阿波踊り連」、本町「ゆうすげ連」による阿波踊りも披露され、多くの皆様に楽しんでいただきました。

杉並区との交流に端を発した阿波踊りの披露は，今年で５回目となり、「フェスタ南伊豆」の中心的イベントとして定着しつつありますので、今後も「ゆうすげ連」との交流と連携のきずなを確かなものとすべく努めてまいります。

加えて、昨年に引き続きご参加くださった富岳太鼓では、本部前での壮大な太鼓演奏が披露され、迫力ある演奏に魅了されました。

ご参加をいただきました関係者各位に深く感謝を申し上げますとともに、交通規制等にご理解を賜りました町民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

３、高齢者の移動・外出支援体制の実用化に向けて。

本町の高齢化率は45.6％で、県内でも上から５番目に位置づけられ、これら高齢化の流れはさらに加速するとされております。

このような状況のなか、近年では、買い物や外出の際の「足」の確保でお困りの高齢者が増加しており、大きな社会問題とされております。

このため、町では、高齢者の移動・外出支援の取り組みのひとつとして「元気なシニア」が「支援を必要とするシニア」を支える仕組みづくりや、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指すなかで、高齢者の移動・外出支援セミナーを開講いたしました。

この事業は静岡県との共催事業で、令和２年１月までに全４回を予定し、初回の10月24日

のセミナーには25人の参加がありました。

このなかで、要介護者・要支援者の多くが日常生活に必要な買い物、金融機関、通院などの移動に際し、近所や親戚を頼りに自家用車による送迎を受けていること、路線バスなどの公共交通については、停留所までが遠く、乗り降りに介助が必要、料金が高いなどといった現状報告をもとに、ワークショップ方式による「地域の現状・高齢者のニーズ」をまとめ、「町の高齢者の移動・外出支援」についての現状分析や共通認識を深めたところであります。

12月19日には、移動・外出支援を展開している先進地として、神奈川県横浜市の住民主体で運営している「左近山おでかけワゴン」や東京都町田市で社会福祉法人が主体となる「くらちゃん号」を視察し、１月23日のセミナーでは、「移動・外出支援の実施に向けての問題点、解決策」などの意見交換を予定しております。

セミナー終了後の翌年２月には、運転ボランティア養成研修を実施し、令和２年度中に町内モデル事業が展開できるよう、その実用化に向けて事業を推進してまいります。

４、津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定に向けて。

津波災害警戒区域とは、津波のリスクが周知され、津波から逃げるための警戒避難体制が整備・強化された区域のことであります。

静岡県では、今年度中を目途とし、南伊豆町の同意を経て、法律に基づく「津波災害警戒区域」の指定を目指しており、本年８月には行政協力委員会、11月には南伊豆東小学校体育館、三坂地区防災センターの２カ所で住民説明会が開催され、津波災害警戒区域の概要と指定後における防災対策等に係る詳細な説明がなされたところであります。

今後は、12月中に当該区域指定案の事前公表が予定されており、翌年１月、静岡県による区域指定に関する意見聴取を経て、２月には津波災害警戒区域の指定が確定する見込みとなっております。

すでに、本町では、津波避難計画、津波避難対策計画、津波ハザードマップは作成済みのため、本指定を契機として、地震・津波対策への取り組みを強化してまいりたいと考えております。

５、南伊豆町教育文化講演会及び第57回芸術祭。

９月28日、元静岡県教育委員会文化課県史編さん室指導主事で、現在は日本赤十字社静岡県支部に勤務する福原章浩氏をお招きし、町ＰＴＡ連絡協議会及び教育委員会協賛による教育・文化講演会が開催されました。

演題を「記録上最初に北アメリカに上陸した日本人　子浦出身音吉の生涯について」と銘

打ち、江戸に年貢米を運ぶための弁才船「督乗丸」の一水夫として乗船、強風に遭い漂流16カ月、生存者３名のうちの１人としてアメリカ、カリフォルニア沖で救助され、日本人として記録上初めてアメリカ大陸に上陸いたしました。

その後、ロシア、北海道を経由し、子浦へ帰郷いたしましたが、当時、鎖国体制であった我が国では、箝口令が強いられていたため、公にはならず、秘めた記録として史実に残されております。

講演会には、教職員、保護者、町内歴史愛好家など約120人が集い、熱心に聴講をされていたと聞いております。

この音吉のように、町内には、偉人ではありますが世間には余り知られていない人物、貴重でありながらその存在が周知されていない文化財等がまだまだありますので、今後も機会を捉えそれらを紹介する場を提供していきたいと考えております。

また、11月１日から４日にかけて、文化協会と教育委員会が主催する『第57回南伊豆町芸術祭』が湯けむりホールで開催されました。

絵画をはじめ、水墨画、墨書、写真、生け花、手芸、陶芸の作品など文化協会員、町内の愛好家の方々、福祉関係事業所などからおおよそ160点の力作が展示され、来場者の目を楽しませてくれました。

開催期間４日間での入場者は延べ702人で、会場は大いに賑わっておりました。

芸術祭への出品者の多くは高齢者であり、趣味趣向等、夢中になられるものがあるということは、精神的にも肉体的にも健康でいられる要因であり、町民憲章の１つである「湯けむりのように高く仰ぐ文化のまちをつくりましょう」とした施策にも合致することから、その成果発表の場であるこのような機会を今後も継続させていただきたいと考えております。

６、商工観光振興について。

（１）企業誘致事業の取り組み。

町営差田グラウンドに隣接する町有地については、公共用地の利活用及び適正化を踏まえ、地域活性化に加え防災機能を有する産業拠点「差田地区産業拠点推進区域」として、平成27年度に「ふじのくにフロンティア推進区域」の第４次指定を受けました。

その後の平成29年２月には、下田市で食品添加物製造工場を経営する株式会社タカラゲンの新工場建設用地として売却し、平成30年８月から新工場建設工事に着手、本年10月には完成セレモニーが行われ、現在は年内中の操業開始に向けた機器調整などが行われております。

本町においては、産業振興に加え新たな雇用創出も地域活性化に期待するもので、今後も

企業立地事業費補助金交付制度を活用した支援体制を継続してまいります。

（２）ふるさと寄附金の状況。

10月末現在の「ふるさと寄附」の状況では、寄附件数で1,099件、寄附総額では5,139万7,242円で、前年の同月との比較では約３割の減となっております。

昨年４月から返礼割合を５割から３割に変更し、本年３月の地方税法等改正により新たに創設された「ふるさと納税に係る指定制度」に準拠した取り組みを進めておりますが、苦戦を強いられている状況にあります。

今後も首都圏で開催するイベントでの周知やポータルサイトを通じた情報発信を積極的に展開するとともに、前年度寄附者へのダイレクトメールなど本町の魅力ある特産品のＰＲに努めるほか、活用目的を明確にしたクラウドファンディング型の寄附募集などをもって、さらなる寄附者獲得に取り組んでまいります。

（３）秋期観光イベントの取り組み。

秋期観光イベントの実績についてご報告いたします。

10月26日から27日にかけてＪＲ東日本による「伊勢海老列車」が運行されました。

当該事業は、「伊勢海老を食す旅」と銘打ち、南伊豆町観光協会とＪＲ東日本、伊豆急行株式会社や株式会社南伊豆東海バスとの連携事業として、参加者約200人をお迎えいたしました。

ツアー期間中には、石廊崎オーシャンパークで行われた伊勢えびまつりイベントへの参加や石廊崎灯台での一般開放、オプショナルツーでは、石廊崎遊覧船による伊豆半島先端の景観など本町の魅力ある自然を満喫していただきました。

本事業においては、町内での宿泊はもとより、観光施設や飲食店への直接的な経済波及効果とともに新聞・テレビなどメディアでも大きく取り上げられ、ＪＲ東日本による募集告知・宣伝による情報発信など、今後の誘客に多大な効果があったものと思慮いたします。

また、11月16日には、青野川ふるさと公園をスタート・ゴールとする「第６回南伊豆町100ｋｍ・78ｋｍ・66ｋｍみちくさウルトラマラソン」が開催され、過去最高となる685名が出走いたしました。

コース内に設置された19カ所のエイドステーションでは、100人を超えるボランティアにご参加をいただき、温かい「おもてなし」が提供されたほか、暖かい日差しの中で本町特有の起伏に富んだ海岸線や山間部のコースをご堪能いただきました。

本大会にご尽力いただきました走路員、競技運営ボランティア、沿道でのご声援にご協力

賜りました町民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

以上で、令和元年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（清水清一君）　これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（清水清一君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　漆　田　　修　君

○議長（清水清一君）　９番議員、漆田修君の質問を許可します。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　９番、漆田。一般質問をお願いします。

通告に従い、今回は豊かな教育環境の実現を求めるという命題のもと、教育問題を取り上げさせていただきました。

今、政治の世界では、文科大臣の「身の丈に合った」発言や、記述式試験の一部非採点化問題など、文部行政の根幹が大きく揺らいでいるところであります。

実は、先月の16日、浜松、静岡、沼津、三島のＪＲの各駅前において、豊かな教育環境の実現の必要性について、静岡連合及び静岡県教職員組合の要請を受けまして、街頭演説の弁士依頼があり、私は、沼津駅前で行ってまいりました。

今、私たちの住んでいる南伊豆町や静岡県の抱えるさまざまな教育問題と課題について、通告でお示しさせていただきました４つの視点から、限られた時間でありますが、質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第１番目でありますが、これはこちらに資料１から資料２として事前に手渡しをさせていただいておりますが、令和２年度の国の教育施策や予算に対する認識問題であります。

それは、学校施設環境改善交付金の財源確保の視点で、令和元年９月議会一般質問の中でＦＭ、ファシリティマネジメントのそういうお話をさせていただきました。いわゆる、地方創生論の観点の行政機能の選択と集中、あわせて予算の平準化対応等の個別管理の議論をさ

せていたはずであります。

この事案は、最後に持ち時間があるようでしたら関連質問として公共施設等の総合管理計画を通じた学校統廃合の推進問題として質問をさせていただく予定であります。

最初の要旨のとおりに順番に入らせていただきますが、教育関連の公有財産は、かつては優先的に耐震化事業に着手しておりましたが、老朽化対策事業に対しても前述の交付金財源の確保を検討し、各学校の対象の箇所や関係者間の事業化の検討など、その余地はあるのか否か。あわせて、昨年、学校環境衛生基準における一般教室等の環境に関する温度基準が見直されたことに伴い、光熱水費の増嵩に対する財政措置に対してどのような見解をお持ちか、最初にお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（清水清一君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

国の学校施設環境改善交付金は、児童生徒の安全確保の観点から、全国的に小中学校の耐震化が優先採択されているところであります。

静岡県においては、東海地震発生の可能性が10年以上前から危惧され、それに備えるべく多くの自治体で学校施設の耐震化工事が実施され、耐震化率はその他の都道府県に比し非常に高いものとなっております。

そのような状況下、同じ交付金の中に耐震化メニューとその他老朽化対策のメニューが混在していれば、耐震化が優先されるのは自明の理であり、当町においても本年度実施いたしました南中小学校グラウンド整備事業に本交付金の申請を行いましたが、不採択となりました。

当町といたしましても、町会の要望提言のとおり、耐震化事業とその他老朽化対策事業は別枠のものとなるよう強く望むところであります。

続けて、光熱水費ですが、夏期における近年の厳しい気象条件を踏まえ、国において定める学校環境衛生基準における教室等の環境に係る温度基準が見直され、従来、10度以上30度以下が望ましいとされていたものが、昨年度から17度以上28度以下が望ましいとなりました。

当町におきましては、小中学校におけるエアコン運用ガイドラインを作成し夏期の教室内温度が28度となるようエアコンを運転しているところであります。学校によっては、体育館や教室の電灯のＬＥＤ化により相殺され、光熱水費の増加とならなかったケースもございますが、エアコン使用分の光熱水費が増加していることは事実でもあります。国の支援が得られるものであれば、ぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございました。

私が今申し上げましたこの２つは、これ国の事業なんですね。ですから、実は通告で申し上げております次の県の関係にちょっと移らせていただきたいと思いますが、対県との関係でありますが、生徒児童一人一人の個性と能力を発揮させるための教育環境づくりが求められている中、県においては、ハード・ソフト両面からの教育環境の整備及び子供たちのグローバル化、国際化教育の推進など、現代の重要課題に関する教育について積極的に計画しているところであり、本町においても、これは私の類推なんですが、その取り組みを推進しているものと考えます。

そのような中で、学校支援員の設置に対する財政支援は、児童生徒の学習活動の充実を図ることが当然目的でありますが、実は今現在、町の費用で設置されているということなんですね。実際は、労務費は、全体の教育予算の町の中ではなくて、それを支援するのは県の労務費なんですね、人件費。ですから、したがって私が言っているのは、県に対する要望という意味に繋がるんですが、まず最初に、本文に戻しまして、第１番目が小学校の低学年に対する支援は、学校生活の支援員ですね。それから、普通学級の在籍のままで特別な支援を必要とする子、いわゆる多動化で授業中に教室内をふらふら動くとか、そういった子供たちに対しては特別支援の教育支援員ですね。

それから、当初から特別支援学級に在籍して、またさらに特別な配慮を必要とする子供。これは質問の２番目でまた申し上げますが、それは特別支援学級支援員。そして、不登校ではないが自分の教室に入れない子供。いわゆる保健室登校ですね。これは大きな小学校等においては顕在されておりますが、それらをサポートする生活指導員などがありまして、これらはいずれも市町の費用で設置して学級運営の安定と教育の質の向上に一定の効果が認められているものの、年々増加傾向にある。これは教育長もご承知のとおりなんですけれどもね。

そして、そこの事業の財政支援措置に対して担当部門としてはどういう認識をしているのか。もしそれが実際にあるんであれば、どのような対応をしようとしているのか。その辺をお答えください。

○議長（清水清一君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

当町におきましても、児童生徒の学習活動の充実を図るための学習支援員を町費にてフルタイム勤務でない方も含めて10人雇用し、学級運営の安定と教育の質の向上に効果が認められております。

その内訳は、小学校１、２年への対応で３校で５名、普通学級に在籍するものの特別な支援を必要とする児童生徒への対応として３校で３名、特別支援教育、特別支援学級、保健室登校等の勤務対応する者が１中学校で２名と、その学級状況にあわせて設置しておりますが、その人数はさまざまな個性を持つ児童生徒への対応に当たるため、増加傾向にあります。

何らかの形で支援員雇用に係る財務措置が図られれば、より充実した学習活動が可能になると思慮いたします。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございました。

先ほど、３番目の特別支援学級の関係の質問にさらに入っていきたいんですが、現在、特別支援学級における在籍児童生徒数の上限ですね、これは法律で決まっていますが、上限は一応８人となっていますね。特性を持った児童生徒が影響しあう、一堂に会しますから、お互いに影響しあって、何かもう始末に負えなくというような状況が実際には顕在されている学校がございます。

そうなったときに、ケアが行き届かない状況が生じていることに対して、先ほど言いました８名の基準ですね、それの引き下げであるとか、あるいは人数に応じて情緒学級、これらを総称して情緒学級と言っていますが、それらを担任する、サポートする教員を加配するなどの考え方に対して、担当部門としてはどういう認識をお持ちでしょうか。それをちょっとお答えください。

○議長（清水清一君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

当町の特別支援学級の現状でございますが、南中小学校及び南伊豆中学校に自閉症、情緒障害特別支援学級、知的障害特別支援学級をそれぞれ開設しております。

現在、南中小学校では、知的３人、情緒１人の在籍で３人の教員を配置し、南伊豆中学校では、知的２人、情緒１人の在籍でそれぞれ１人の教員を配置してございます。それぞれの学級においては、児童生徒の特性に応じたケアを適切に行いつつ、授業等の学校生活が支障

なく進められております。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございます。

実は、これの関係が次に質問します養護教諭のあり方の問題も実は絡んでくるわけですが、３番、４番の教員免許の更新に係る助成事業の実施の関係と養護教諭の関係は、一括してお答えをお願いしたいと思います。

公務の多様化に伴い講師が不足する中、地域の住民から講師を決めようとしても難しい状況にある。かつて伊豆中の部活を外部から選任の講師を依頼したということを私は認識しておりますが、教員免許の更新にかかわる関係なんですが、助成事業の実施など潜在的な教員免許保有者の活躍を促進する施策の実施について、本町の現状と当局の当該認識に対する認識、それが第１点目です。

それから、先ほど特別支援学級のお話されましたが、今、養護教諭のあり方、要するに個々に応じた丁寧な支援を行う特別支援教育の充実が求められる中で、これを行うに当たり養護教諭の果たす役割が非常に大きいと。そして、複数の配置基準の引き下げが今多方面から望まれているところですね。これは教育長ご承知のとおりなんですが、この２つの件について、当局のご見解をお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

賀茂地域におきましても、講師不足はもう深刻な問題でございまして、各市町において取り合いのような状況が続いております。

教員免許取得数自体が少ない地域であり、地域柄免許保有者の情報も得やすいことから、潜在者は最近よそから転入して来た方等以外には考えにくいと思料しております。

免許保有者であれば、活躍場所は多数あると思いますので、免許更新に係る助成等の支援により全体数が増加する施策の実施はぜひお願いしたいところでございます。

それから、養護教諭の問題ですけれども、これは大規模な学校におきましては切実な問題と思科しております。

町内の小中学校におきましては、各校に１名の養護教諭が配置され、学校規模から考えてもこれは適正であり、現場からの要望もございませんので、全ての学校が小規模校である当

町においては、現状維持で特に問題ないと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございます。

この関係は、次の問題とちょっと絡むので、またそこへ来ましたら改めてまた質問させていただきます。

次に、要旨２の少人数学級の維持・拡充問題に移らさせていただきます。

子供たちが個に応じた教育を受けることができるように十分な数の教職員を配置することによって対応していこうという考えがその議論のベースにあると思います。

以前は、静岡県においても国の基準にあわせて40人の学級編成が行われておりました。県は、2009年度から段階的に35人学級編成を進め、独自の少人数学級編成を実施しています。この辺の効果とか効用の話に移りますが、１学級の人数が減ることによって、保護者からも「教室に余裕ができ落ち着いて学習できる」ことや、「一人ひとりの活躍の場が増えている」などの声が上がっており、一方、教職員側からも、「一人ひとりに接する時間が増えてじっくり話が聞ける」などの声があり、それなりの成果はあらわれていると言えます。

国及び県の現状は、ご承知のとおり義務標準法、長い法律ですから義務標準法という言葉で一括しますが、その法律では１学級の児童生徒の人数が小学校１年生では35人、２年生から中学校３年までは40人が基準となっております。現行はですね。ただし、小学校２年生に限っては国から教職員を増やす予算がつけられて35人となっておりますね。これは釈迦に説法になっちゃうんですが、一方、政令市を除く静岡県の県域では35人学級編成導入時には25人を下回る学級は編成しないという下限基準が設定され、学校の規模によっては36人以上の学級が存在していることが課題となっていました。去年までですね、なっていましたが、2019年度より下限が撤廃された。前の質問でも申し上げたとおり下限が撤廃されましたね。具体的な数字を挙げてこういうぐあいで３つになりますよという話もしたと思うんですが、それが撤廃されて、現在は全ての小中学校で35人学級が実施されております。

ここからが実は問題なんですね、ここからが問題なんです。現在の35人学級編成は、学級数が増えた分、その教員を国の加配定数ですね、文科省の加配定数、そして県の単独措置によって配置され、そのうちの加配定数の教員は、もともとが少人数指導やティームティーチングのための担任外の教員として考えられていた人たちなんですね。

その教員を学級担任に充てているため、担任外の教員の不足を招いております。担任外の教員は、例えば特別な支援を必要としている子供たちに寄り添った特別な支援を必要としている子供たちのための人員であるとか、あるいは地震や災害・防犯などの緊急な対応のときの連絡や指導などの安全な学校生活にかかわる役割を果たしている、こういう人たちなんですね。本来、その目的は。ところが、担任に持っていったために、実はこちらに書いてありますとおり、担任外の教員が減ると授業中に教員室に誰もいないと。極端な場合ですよ。誰もいないような状況が発生すると。そのことは、結果的に子供たちが安心して学習する学校体制に支障を来すことがありますと。その改善のためには、十分な教職員の配置が必要となるのであって、今それが各自治体の共通の課題と言われております。

そこで、本町の現状を考察し改善のための課題と対応策はいかがか。わかる範囲で結構ですがお答えください。

○議長（清水清一君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

町内小中学校において今年度一番人数の多い学年、これは南伊豆中学校３年生の53人であります。この学年は、26人と27人の２クラス編成となっております。逆に、特別支援学級を除いた一番人数の少ない学年は、南上小学校の６年生の４人で、ここでは５年生10人と複式学級を編成しております。

一方、学校事務員、用務員、町費負担の学習支援員等を含めた教職員数では、最大が南中小学校の18人、最少が南上小学校の11人となっております。

先ほど、答弁させていただきましたとおり、町費負担の学習支援員の設置により、最低限の児童生徒の学習環境は整っていると思料しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、教育現場である学校においては、少子化による教職員の削減により、一人ひとりの教員に係る業務量は増大し、まさに教員の多忙化を招いている状況であります。

国におきましても、事態打開のため学校の雑務処理を行うスクールサポートスタッフ制度の創設等の施策を展開しておりますが、個人情報の漏えい等の危惧もあり、誰でもよいというわけにもいかず、人選には苦慮した経緯もございました。

幸いにも、学校行事以外のときに人手不足により職員室不在等の事態はありませんが、将来の我が国を背負って立つ子供たちのために、国には学校現場にとって有意義な教育施策の展開を望むものであります。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございました。

この関連なんですが、実は、教育委員会が2040年を見越した教師１人当たりの数値をシミュレートしている資料がございますね。それによりますと、これ抜粋の数字だけ入れましたが、児童数、いわゆる小学校ですね、小学校の2015年は本町が10.2、これ教師１人当たりですよ。10.28。静岡県が17.3、全国が16.02です。生徒数、これ中学ですが、2015年は8.83、本町がね。静岡県が14.9、全国が13.9。いずれも児童数、生徒数は、2040年を見越した現時点の、2015年時点の基準値がそのものは県、あるいは全国よりはるかに低い数値となっている。これは賀茂郡の各学校に共通の傾向だと思うんですね。

ですから、私、30人の児童生徒の義務標準法の改正をしましょうというキャンペーンにおいても、私はそのシンポジウムの中で、県の東部でやりましたが、この賀茂郡は特別だと。逆に少人数による統廃合の問題のほうがはるかに教育上の問題としては高いんですよということを申し上げたんですがね、その教育長の認識する限りでは、南伊豆町は総じて低い値というのは、私の今申し上げた内容が当たっているんでしょうか。ちょっとその辺の認識を教えていただけますか。

○議長（清水清一君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

今、議員が述べられたこと、それからいただいた資料によりますと、当町の学校における教員１人当たりの児童数、生徒数は、全国平均、静岡県平均と比較しますと、小学校児童においては全国、県の平均が16から17人のところ、当町は10人。中学校生徒においては全国、県の平均が13から14人のところ、当町は８人となっており、総じて低い値となっております。

これは、一人ひとりの児童生徒に教員の目が行き届きやすい状況であるとともに、災害時の避難誘導等の指示・伝達がスムーズに行えるというメリットがございます。

反面、極端に少ない児童生徒数であると、競争力醸成の欠如、多人数活動の抑制、男女比バランスによる弊害時のデメリットも懸念されます。

町内の小中学校は、全国的な区分においては、いずれも小規模校に区分され、全国的な少子化傾向、町内の出生者数等を鑑みますと、さまざまな施策を講じ、良好な教育環境を維持していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございました。

非常に細かい分析で、これは教育行政をお任せするに値するお方だなと改めて再認識しました。

そこで、質問要旨３の関係に移らせていただきますが、小学校の外国語教育の早期化あるいは教科化ですね。これもとは一昨年の学習指導要領の変更がございまして、ちょっと釈迦に説法になっちゃいますが、その大きな柱というのは、ここでは記述しておりませんが、道徳教育の質的な変革の問題が１つですね。あとは小学校の外国語教育の早期化と教科化、これが大きい２つ目のポイントでありました。

今回は、この外国語教育についてちょっと質問いたしますが、これ2020年から正式に新しい学習指導要領に基づいた授業が実施されることになりまして、従来、３年、４年生では、これまで５、６年で行われていた外国語活動。教育とは言いません。外国語活動が行われることになりました。

外国語を使ったクイズや簡単なインタビューなどをして、外国語に親しむ活動が週１時間行われ、５、６年生では教科として週２時間、外国語の授業が行われます。外国語活動では、聞くこと、話すことといったコミュニケーションを中心に、外国語に親しむということですね、それが大きなポイントでありましたが、外国語教科になると、書くこと、読むことの学習が加わります。また、達成度の評価ですね、通信簿を書かなきゃならんということですね。も行われることから、外国語に親しむことよりも語学力の向上が重視され、子供の実態にそぐわない指導が行われた場合、外国語嫌いの子供が増加するおそれがあります。

そこで、外国語教育の早期化、教科化に対して重要な役割をするのが外国語専科教員。今現在、静岡県では、2019年度ですね、政令市を除く県域市町では40人設置され、複数のクラスの授業を１人で行うので、学校内で外国語の指導内容が統一されるとともに、専門的な指導技術を生かして楽しくわかりやすい授業が行われるという利点がございました。

しかし、専科教員は１週間に12から16クラス、人数にして、頭数にして400人以上の授業を受け持ち、学期末にはその評価をしなければなりません。そして、勤務時間のほとんどが授業に充てられ、授業準備の時間が十分取れないこともあります。加えて、校内の外国語授業の打ち合わせや調整、他の教員への助言、それらを考えた場合、とても果たせる状況にな

いと言えます。

そのため、専科教員の配置拡張が必要と言われております。あわせて、ＡＬＴ、今現在、小学校においては施行されておりますが、これはアシスタント・ランゲージ・ティーチャーということで、あくまでも英語教育でなくて英語活動なんですね。ですから、そのためにはＡＬＴの人間を充てるということなんですが、その配置拡充も同様であります。前と同じでありますね。ですから、それに対して、実際には2020年度に施行ということになっていますが、教育長ご自身の基本認識を、この２つに対してね、基本認識を賜りたいと思います。

○議長（清水清一君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

外国語教育、とりわけ英語の学習については、来年の東京オリンピック開催に向けて、大会ボランティア活動等に活かそうと日本全国、老若男女を問わず関心が高まっております。当町においても、小学校３、４年生で外国語活動が、５、６年生では教科として週２時間の外国語授業が既に前倒しで行われております。

外国語専科教員につきましては、議員ご指摘のとおり、その数も少なく、賀茂地域に配置される可能性は極めて低いことから、県で40人です。いかにして外国語活動の充実を図っていくかを考えてまいりました。

そして、たどり着いたのが来年度からの全小中学校への外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置計画であります。

現在は、英語の話せる日本人講師が基本的には英語の授業の指導補助のみを実施する形ですが、議員が先ほどお話したとおりですが、来年度からはネイティブの外国人が毎日、授業時間、休み時間を問わず校内にいるという状況にしたいと考えております。

これにより、よくありがちな外国人コンプレックスの克服、日常生活の中で使用する生きた英会話の習得等が可能になり、若干大げさではありますが、国際的な人材育成の基礎も築けるのではないかと考えております。

なお、外国語指導助手（ＡＬＴ）の雇用につきましては、自治体国際化協会の語学指導等を行う外国青年招致事業、これＪＥＴプログラムと国のものですね、と呼んでいますが、これを活用することにより、国からの財政支援、地方交付税による措置がありますので、このことを申し添えます。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ＪＥＴプログラム、これちょっと初耳だったんですよね。国の支援は決まったんですね。前からありましたか。

○教育長（佐野　薫君）　ありました。

○９番（漆田　修君）　ありました。私の勉強不足でした。

英語教育は、実は２年前の吉田町のＴＣＰ・トリビンスプランってありましたね。そのときに、はみ出した53時間、当然、１年間五十数週ありますが、それで４年、５年が１時間増えますね。５、６年で今度２時間で、従来の１時間が、ですから実質的にネットで２時間増えるわけですね。ですから、その53時間を、じゃ英語教育を含めた時間割を作成するにおいては、当然、夏休みもしくは冬休み、春休みに組み込んでいく。そのためには、その暑い中で勉強するためにそこで初めてクーラーの問題が発生したんですよ。おととし、吉田町の町長がそれを文科省の若手と組んで全国にアドバルーンを上げたときに、全国の教組とか保護者はものすごい反響だったんですね。ですから、そこで初めてクーラーの設置問題が議論として訴状に上がったという背景が実はあるんです。

ですから、私、そのとき教育長にそのことをお話しましたね。ですから、それはあくまでも教育委員会でなく各学校長の判断による時間割配分の権限であるというような答弁をいただいたんですがね、そうなったときに、もう二、三分後で完了しますが、そうなったときですね、その学区制もしくは一元のゾーンの中で統一した教育行事というのがありますね。それとの整合はじゃどうするんだという話は、踏み込んで、例えば学習指導要領の関連で、クーラーはどうでもいいんですよ、そういうのは。暑ければやればいいだけのこと、お金があればできることですから。そこまで踏み込んだ議論をすべきなんですね。本来、それを私はしたかったわけ。

ですから、そういうことは今となってはやることになっちゃって、全ての方は手打ちでよかったなということになりましたけれども、それを決断したのはあなたなんですよ。教育長であり町長なんですね。財調基金に繰り入れるお金があるんなら、じゃ数百万の金はやりましょうと。そのとき意思決定された教育長、あなたが一番偉いということなんですよ。私の言おうとしていることは。ですから、そういうこともありまして、教育、何ですか、今言いました改革に対する本質の議論を見失ってはいけないということを私は言いたかった。そのとき。そういうことです。

次にいきます。４番目の質問となります。

県における子供の貧困対策計画をもとに、貧困家庭への支援や雇用環境の改善等の対策を着実に進めることやその他の予算措置についての関連質問となります。

2017年の厚労省の発表では、子供の貧困率が13.9％とされています。日本のような先進国でも貧困の実態はあり、日本の子供全体に対して平均所得の半分を下回る所得しか得ていない家庭の子供が占める割合として、総体的な貧困率、先ほど言いました13.9％ですね。それが示されています。

依然として教室にいる子供の７人に１人が貧困の問題を抱えているということになります。子供の貧困率は、経済格差の拡大を意味するのであり、子供の貧困問題の大きな特徴は、それが貧困の連鎖を生み出すということです。

文科省の調査によれば、公立の幼稚園から高校まで在学し、国立大学に進学した場合の家庭負担は約1,000万円とされています。これ2017年調査ですね。そして、それらが全く私立だった場合は、2,300万円に上がります。また、静岡県貧困対策計画には、2014年度の生活保護世帯の高校や大学等の進学率が全体の平均を下回っていることが示されており、これからも家庭の経済状況が子供の進学に大きな影響を与えていることがわかります。

小中学校においても、経済的な理由で卒業後の進路選択を迫られる子供たち、そして親ですね。親が長時間就労せざるを得ず夜間に一人で過ごす子供たちですね。貧困の連鎖による問題が表面化するようになってきました。このようにして生ずる教育格差が次の世代の教育的格差、経済的格差、何ていうか、世襲されていく。世襲というか、表現悪いですがね。そのような状況が危惧されています。

本町において貧困率の測定は非常に難しいと思いますが、この２つの問題に対して担当部局はどのような認識をされているのかお答えください。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

内閣府によれば、日本の子供の貧困率は平成27年度時点で13.9％とされ、おおよそ７人に１人が総体的な貧困の状態にあるとされております。

当町でも世帯の所得状況等により、児童・生徒の保護者に学用品費、修学旅行費、給食費などの就学援助を行っております。

また、地理的条件などから、高等学校への通学は遠距離のバス通学となる生徒も多く、定期券購入も高額となることから、昨年度から公共交通機関の利用促進の観点もあわせ、定期

券の半額補助も実施しております。

保護者の都合などで、帰宅しても一人で過ごす児童の受け皿としては、南中小学校の空き教室を活用し、放課後児童クラブを開設し、その対応に当たっております。

このほか、社会福祉協議会では、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子供を対象として、生活困窮世帯の子供の学習能力、学習意欲の向上を図るための学習支援事業など、平成30年度実績で延べ423人が利用しており、本年度においても10月末の実績で延べ158人が利用しております。

今後も窓口相談の拡充や子供食堂などの設置についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　細かい数字ありがとうございました。

これ本当は実はこの次の問題の各自治体の基本計画がありますね。実際に町長決断で高校の通学費は町負担となって、非常に私は前向きないい方策を選択したなとは思っておりますが、その関連は次のこの質問なんですよ。

貧困問題というのは、その実像がなかなか見えにくいという性質がございまして、そのため貧困の状態にあって子育てをしている親が周囲から苦しい状況を理解してもらえず、結果的に社会から孤立し、痛ましい事件へ繋がってしまった事例も報道されております。地域社会のコミュニティが希薄化している中、各家庭がどのような状況なのかはお互いに知り得ない社会になりつつあることも問題であります。

静岡県では、これ５カ年計画のローリングなんですが、2015年度に子どもの貧困対策推進本部が設置され、同年度末には静岡県子どもの貧困対策計画が策定されました。その中では、さっき町長の答弁にありましたような一部重複されて表現されておりますが、教育の支援が１つですね。次は生活の支援、そして保護者の就労支援、そして経済的支援、この４本の柱が示されました。学校は、その窓口であるとされており、就学支援の拡充、生活に困窮している世帯への学習支援、それから大学進学等に対する教育機会の提供などが挙げられております。これらの計画が策定で終わることがないよう、十分な予算措置をした上で確実に実施していくことが重要であります。

保護者の就労に繋がる施策である、例えば自立支援の教育訓練給付金や高等職業訓練促進

給付金など、認知があまり広がっていない実態もあり、これらの制度の充実に加え、十分な周知も必要と言われております。当該計画は、５年計画として策定され、現在は2020年から新たな計画を策定中であります。

また、子どもの貧困対策推進法が一部改正されました。これまで県や政令市のみに課せられていた子どもの貧困対策計画の策定義務が来年2020年度より全ての市町に課せられるようになりました。これ教育長御存じですね。ですから、本町においても計画策定中と思料されますが、策定の進捗やその主たる内容についてお答えをいただきたいと思います。どちらでも結構です。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、「子供の貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、市町村に「貧困対策計画」を策定する努力義務が課せられました。

現在、町では、「第２期子ども・子育て支援事業計画」を策定中でありますので、同計画において「貧困対策計画」を盛り込んでまいります。

これらの内容については、国の大綱、静岡県子ども貧困対策計画などや本町における子供を取り巻く現状や課題等を踏まえた中で、「支援のネットワークづくり」、「保育・教育の支援」、「生活の支援」、「就労・経済的支援」とする４項目を設定し、行政、学校、社会福祉法人、地域等との協動による切れ目のない施策を推進してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございます。

県内の市町は、ですから静岡、浜松を除いてですが、県の基本計画にスライドした形で基本計画をつくっていると思うんですよ。ただ、その周りにさまざまな条件がありましてね、これ要件といいますが、それらを含めて一部基本計画を一部変えていくとかね、そういう手法選択でされていくのかなと思っておりましたが、岡部町長は、特に高校の無償、ある部分の無償供与とかね、そういうことを自分で率先して先にやってしまったんでね、ある意味では南伊豆町って進んでいるんだなと私は思っております。ぜひともそのようなことで立派な基本計画の策定をお願いしたいと思います。出来上がったら、また当然議会にも諮られます

よね、そうですよね。じゃお願いします。

持ち時間がまだございますので、冒頭申し上げましたそのファシリティマネジメント、学校統廃合の推進と本町の対応についての関連の質問をさせていただきます。

これは学校統廃合も当然絡んできますので、非常に大きな問題だと思いますので、その辺のはっきりした答弁をぜひともお願いしたいと思います。

さきの９月決算議会で、私は公共施設等の総合管理計画の質問をいたしました。全国の自治体を計画策定に当たり、これ令和２年には個別計画を策定せよということで、総務省の自治財政局のほうの通達が来ていると思いますが、その関係の策定に当たって、一番実は大きく３つのスケルトンがあるんですが、１つは、公共施設の現状と将来の見通しですね。２番目が公共施設等の計画的管理の基本方針、そして３番目が施設類型ごとの基本方針を盛り込むことなどが求められました。

このような計画策定を通じた公共施設の再編政策は、必然的に各地で学校統廃合を促進することとなったのであります。その最大の理由は、延べ床面積の総量削減を行うためには、自治体の公共施設の中で最も大きな面積を占める学校を統廃合する必要があるからであります。ここにおいて、延べ床面積の総量削減は、学校面積の削減をもたらした、招請させた。そして、それはさらに学校統廃合に繋げていった。こういう統廃合に至る新たなロジックですね、新たなロジックが形成されたのであります。

そして、今回の学校統廃合の特徴は、文科省でなく総務省の方針。これ総務省自治財政局というところでありますが、その方針のもとで各自治体が進める公共施設の再編の柱として位置づけられていること、つまり学校統廃合は地方創生政策の行政機能の選択と集中の対象であったということなんですね。これは町長が一番よくこの辺は理解されて、地方創生室か、一番理解されているところでありますが、こういうことが１つ目。

もう一つは、公共サービスの産業化であると。すなわち、ＰＦＩ推進政策の目玉商品としての位置づけであったということですね。そして、全国の自治体が抱える共通の問題としては、さらに実は４つあるんですね。

学校統廃合が持つ子供たちへの教育的影響。これは異なった小学校から１つの中学校に行きますと、中１ギャップというのがありますね、中１ギャップ。これが如実にそのことをあらわしていると思うんですね。

２番目がですね、教育サービスをめぐる住民自治について重大な問題をはらむということです。これは、当然、統廃合を進めようとする行政に対して、それを反対するとか、あるい

は異論を投ずるとか、それに対する、それを封じるロジックとして適正規模や延べ床面積の削減、これを前面に押し出してそれを封じようとこういうことで住民自治に対する重大な問題をはらむよということが２つ目です。この意味はわかりますね。

３つ目がですね、教育分野における公共サービスの産業化の問題、先ほど言いましたＰＦＩの問題ですね。そういうのが３つ目の問題。

そして最後は、公共施設再編や都市機能の集約化が地域の持続可能性に与える影響をめぐる問題。今はやりのサスティナブル・ＳＤＧｓといいますね。これは主語を変えることによってそれぞれ適応性が高いということ。例えば、ミズベリングでもいいですよ、水辺のとか、あるいは青年教育のとか、主語を変えるごとにその17項目全て共通して使えるよということなんですね。それが先ほど４番目に言いました持続可能性に与える影響をめぐる問題、こういったことで表示できると思います。

これがあげられておりますが、本町を想定したとき、統廃合に対する問題、課題そして対応ですね。それについて当局は、今時点で結構ですが、どのような認識をお持ちかお答えをいただきたいと思います。

○議長（清水清一君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

まずは統廃合につきましてですけれども、今年度の教育総合会議の中での確認事項なんですが、まずはどの時点でという話になりますけれども、これは子供たちの授業がうまくいかなくなったらというときを想定しております。それって、じゃどれくらいの人数想定なのと言いますと、例えばもう中学校で10人を割り込むようでは、これなかなかもう授業に、個別指導はしやすいですけれども、余りにも少な過ぎて、例えば技能教科なんか、体育なんかできないよというような形になっていますし、いろいろな競技種目をカットしなきゃならないよいうことになっております。２学年合同の体育というのもなかなか難しい、考えにくいものがございますしね。そういったときを待ってでいいのではないかというのは、今すぐに仮に統合してもですね、そんなに大きな人数が得られるわけではないんですよ。ただ、現状では、非常に２中学がいい形で友情もありながら競い合って、ともに伸びていく状況にございますので、それはそれで重視したいなというところでございます。

それから、小学校につきましては、南上小が少ないわけですけれどもね、60人ぐらいの人数しか全校でないわけですけれども、これはこれで静岡式ですけれども、コミュニティスクールが非常に上手にいっていて、地域との結びつきが強いと。それから、地域の方も参画し

てくるような学校にこれからも目指していけるだろう、そう考えますと、小学校のほうは、そんなに統合、統合って言う必要もないんだろうと。行けるところまで行きたいなというのが本音でございます。

それから、もう１点の中１ブログレム、小１プログレムの問題ですけれども、これの対応策としましては、私どもは前々から幼・小・中・高連携というのをやっておりまして、特に先だってこども園の研究発表会がございました。ここでは、よそから見えられた方もこの幼・小接続の町のすばらしさに驚かれていました。非常に今、幼・小は細かく結びついておりまして、幼・小の先生方で話し合う機会も数多く持っております。

それから、小・中連携に関しましては、南東小中近いもんですから、先生方の乗り入れももう既にやっておりますし、それから毎朝最近町長もかかわっておりますけれども、校長同士で朝玄関に立って挨拶運動も展開しておりますので、そういったことで顔のわかる教育を進めていると思います。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　教育長、ありがとうございます。

非常に穏健な理性的な判断だなと私は思っております。かつて南上小の統廃合議論が沸騰したとき、その当時47名が、実は旧南上地区の出生の年齢別の５歳までの人口、転入・転出も当然あるんですが、その数字をもとにして、これ当分いけるだろうというような判断をされたと思うんですね。ですから、そういうことも私は承知しておりますし、ぜひともそのような形でお願いしたいと思います。総務省に振り回されないでくださいね。どうってことありませんから、総務省は。

ですから、最後に、あともう少し時間ありますが、政府の進める行政機能の選択と集中やコンパクトシティ。コンパクトシティ事業はもうかなりの自治体で実際やっておりますけれども、それが唯一の選択肢ではなく、地域の将来について画一的なモデルがトップダウンで各自治体に押しつけられようとしている今こそ、住民自身が地域における学校等公共施設の具体的な意義を議論し、各自治体が地域の持続可能性を高める多様な取り組みを展開することが強く求められているということを述べて、ちょっと早いですが一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（清水清一君）　漆田修君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩とします。

休憩　午前１０時４１分

再開　午前１０時５５分

○議長（清水清一君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（清水清一君）　引き続き一般質問を行います。

４番議員、加畑毅君の質問を許可します。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　４番議員の加畑です。よろしくお願いします。

今日の質問案件ですけれども、２つあります。

まず、第１に「ミズベリング伊豆」による河川の新たな利活用、２つ目として、災害に対しての意識改革という内容で質問させていただきます。２つの案件とも、これはうちの町のみならず近隣市町全てが取り組んでいくべき問題だと思っております。一つひとつ議会も当局のほうも一丸となって取り組んでいきたいと考えております。例えば、流行語大賞になぞりますと、まさに「ＯＮＥ　ＴＥＡＭ」になってやっていくべき問題だと考えておりますので、活発な議論をお願いしたいと思います。

それでは、まず「ミズベリング伊豆」による河川の新たな利活用ということですけれども、先日の新聞にも載りました。会議の風景も新聞に載っております。11月21日に開催されましたキックオフミーティングの様子です。このミズベリングに関しましては、昨年の８月からずっと担当課長と一緒に動いておりまして、１年以上かけてやっと当町でのキックオフミーティングというところまでこぎつけたということになっておりますけれども、当日参加した方々の様子、それから内容について課長のほうから内容をちょっと広めていただけるとありがたいんですけれども、お願いできますか。

○議長（清水清一君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

キックオフミーティングには、河川の利活用に前向きな団体などにお集まりいただき、総勢で17名の方にご参加いただきました。

その中で、ミズベリングにかかわる公共空間、水辺だけではなくて公共空間ですね、どのように利活用すれば「居心地のよい場所」を提供できるかという、自分たちで組織的な立ち上げやその方法や手続などを確認するなかで、特段の制限を設けず個々でのやりたいことや楽しいこと、営業として成立が可能かなども含め、全体を３班に分けて公共空間の利活用に係るアイデアなどをご協議いただきました。

参加された事業者のなかには、河川空間が主体であることから、参加の方向を見出せない事業者もいたと伺っております。関係団体の方々が広く集い、ミズベリングに対する理解が進み、意見交換ができたことに意義があると認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、課長の答弁のほうで、内容については前向きな答弁が多かったんですよ。実際は、今回、キックオフミーティングなる中で、今回初めて参加した人もいらっしゃれば、最初の段階からもう５回、６回かかわってくれる方もいるわけですよね。この認識の違いというところが私は当日会議に出席して感じたんですけれども、その点の問題点の改善というところはどのようにお考えですか。

○議長（清水清一君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　私もその班の中に参加させていただいた中で、やはり５回、６回進められている方と、やはり最初に参加された方については、やはり意識の違いがあるのかなということで、やはり営業が成り立つようなものを考えられた中の方々というのと、事業もやりたいという人と２班ぐらいあったのかなと。

なので、今後の方向としては、今現在どういったことをやりたいという人たちに趣を置いて今後集まっていただいて話していきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　だとしますと、具体的に課長の中にあるイメージというのはつかめたのかどうかというところを聞きたいんですけれども。

というのは、最初にこの話をもらったときに、やはり河川プラス海、どうしても水にかかわるところ、その流れの中で公共空間の利活用ということになりますと、例えば水に関することで言えばダムもありですよとか、水がなくても公共空間に例えばプロジェクトマッピングみたいな形で映像を映し出すということもありですよというところまでいったんですけれども、今回のキックオフミーティングにおいては、その部分までも事前に理解していなかったというか、理解できるわけないんですけれども、最初のミーティングですから。その中で伝達が少し弱かったのかなという部分がありまして、僕はそのまとまりがあったようななかったようなというところがあるんですよ。

最初の会議としては、これはこれでいいと思うんですね。マスコミにもこういう形でお披露目できたわけですから。ただ、今後続けていくには、同じ形の会議を続けたところで僕は具体化していかないと思うんです。その中で、課長が感じた事業としてできそうだなという話は、例えば課長は僕と一緒にＣ班にいたんですけれども、Ａ班、Ｂ班、ほかのところを見たとしても、この事業だったらいけるかなというところはありましたか。

○議長（清水清一君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

海岸空地については、今現在、漁師の方とあと渡船業者の方々とやはり水辺を利用される方というのがなかなか意思の疎通ができないということで、なかなか使われていないというところが意見としてございましたので、その辺をやはり役場のほうとしては、行政サイドとしては、その産業の方とそういった水辺を使われる方との意見の交換の場を持って、そこをよりよい住み心地のいい場所にできるんではないかなということで、そちらのほうはちょっと進めていけたらなということで考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　その点につきまして、町長のほうにお伺いしたいんですけれども、今、課長のほうから答弁があった中で、多分海岸の使われていない部分もしくは規制によって使えそうなんだけれどもできない、わかっていながら使えていないという場所をちょっと改善していこう、規制緩和していこうという話があったのかなと思うんですけれども、この会議

の中でも出たんですけれどもね、海でできる事業をあえて川に持って来る必要はないよねというところはあったんですよ。どうしてもこういう会議になりますと、川へ、川へ持って行こうと思うんで、本当は海でやって成立しているのに、海だったらもっと可能性を広げることができるのに、それをあえて川に持ってこようとしていて意見がすれ違うという場面がやはり何度もあったんです。

そこへ行くと、今、課長が言われたように、異業種というか、規制をお互いに触っちゃいけない部分があってできない部分が出てくると思うんですけれども、その点について、例えばこのミズベリングに限らず、今までもそういうことがあったんじゃないかなと思うんですよ、漁業者との関係の中で。そういうところの改善とかちょっと規則を変えていこうとかという動き、今後やっていく予定があるのか、もしくは今までこんな動きがあったよというところがあれば教えていただきたいんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

初めての会議であり、個々の事業者においてもミズベリングとのマッチングなどで新たな考えややる気なども生まれたのではないかと推察いたします。今回の機会を契機として、人と人のつながりやいろいろなアイデアを出しながら連携し、持続可能なものとして成立させていくために、今後の展開に期待をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　課長にもう一回質問を申します。

今、町長からも答弁がありましたけれども、具体的にこれは進めていかないと、規制の部分を触っていけないと思うんですよ。それは、お互いに相入れない部分があるとしたら、何か問題があるから今まで進まなかったわけですよね。その部分というのは触れそうなんですか、それともなかなか難しい問題があるというのは、ここで話ができることがあれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（清水清一君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

海岸部につきましては、やはり漁業者はもう高齢になって、なかなか見回りということが

できてございません。ですので、そういった方々をやはり海辺に置くということだけでもその密猟者対策というか、そういったものにも抑止力になるのかなということで、地元のほうとそういった話をした中でそこの水辺の空間というか、港湾漁港区域ですね、その辺の使い勝手がもう少しいいように進んでいけたら、これは両者がウイン・ウインになるんではないかなということで私は考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今の課長の答弁からイメージしますと、今まで漁業者から見て、今回ミズベリングでかかわっている方たち、例えばカヤックの関係者とか水上ジェットスキーの方たちとかというのは、要するに同じ方向を向けない立場の人だったということですよね。そこを例えばお互いに利益があるように、利害関係が一致するようにする方向として、漁業者の方々が高齢化しているところのサポートができるような形をつくればいいというイメージだと思うんですけれども、その点で障害になる規制とか決まりごとというのは何があるんですかね。

○議長（清水清一君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　やはり、個々の方の認識なのかなということで思っております。というのが、やはり密猟者という面もなかなか排除できないところがあるものですから、やはり漁業者としてはその密猟者とあと船の航路に対してやはりジェットスキーはよろしいかと思いますけれども、カヤックですと、やはり海面すれすれのものでございますので、やはり航路というか通行に支障があるということもありますので、なかなかその辺が相まみえないところなのかなというところがございまして、それはやはり航路を考えるですとか、そういったことで解消はできていくんではないかなというふうに私は考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ちょっとポイントが絞られてそこばっかり質問になっちゃうんですけれども、今、課長が言われた答弁でいきますと、例えば今回のキックオフミーティングよりも的を絞った会議を続けていくというか、開催する必要があるのかなと思うんです。というのは、今言った関係者の方ですよね。今までは、こちら側から見ると密猟者と思われていた

人たちと、逆にこれからミズベリングをやっていこうという方たちからすればそうじゃなくて、サポートできますよという部分、ここの会議体を開かないと、この問題は解決しないのかなと思うんですよ。

こちら側としては、その活動エリアを漁業者の方のエリアまで侵害しようという気はないわけですよね、そもそもね。だけれども、それが過去そういうことがあったのか、疑心暗鬼になっているのか、心配事があるのかわからないですけれども、そこはお互いにそうじゃないというところを確認しないと、次のステップには進めないということが一つ。

それから、そこに限ったまずチームは、やはり事業体に対しては関係者で一つチームをつくるべきだと思うんです。それから、本当に川のエリア。例えば今後春先になる、菜の花まつりの季節のときに本当に川辺を使っての事業体をやりたい人たち、もっと言うと、僕の中ではどうしても青野の大師ダムを使ってというのはすごく魅力的で、あそこにカヤック浮かべるだけでもいいのかなとか、あの壁に映像を映し出すだけでもいいのかな、あそこで小さなコンサートを開くだけでもいいのかというのがあるんですよ。これは、チーム編成を変えていく必要があるんじゃないかなというのは感じました。これが第２回目からいきなりそれをやれってなかなか難しいんですけれども、今回の班分けＡ、Ｂ、Ｃの中で、当日この名簿によると14人でしたよね。プラス課長の言われた17人というのは、多分、当日近隣市町の同世代議員も来ていたので、その人たちも加わって、プラス行政の方も加わってその人数になったということがあるんですけれども、チーム編成変えて会議体をしていく方向もあるんじゃないかな。

そうすると、一堂に集まる場面じゃなくて、セクションごとの会議体でもありなのかな。その前に漁業者の皆さんとの話し合いも必要なのかなと思うんですけれども、その段取りをしないまま今回のミーティングを続けていくと、多分同じことが起きて、毎回最初から話を教えてという人が出てきて時間が消化していくと思うんですよ。

今後、定期的に続けていきたいんですけれども、課長の中には、まず定期的に続けていこうというお考えはありますか。そのときにどこがポイントになると思いますか。

○議長（清水清一君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　今回の中で、やはり繋がる人というのは繋がったと思うんです。自分がやりたい方向というのが見えてきているでしょうから、その方々に集まっていただいて、例えば川を使いたい方はもう事業計画が立てられている、実際にそういう方もおられましたので、その方はもうそれで発車していただいて、ほかに自分はやはり河川でこう

いったことがやりたいという方は集まっていただく。また、海岸空地を使いたいという方はその方々で集まっていただいて、うちのほうとしては、定期的なということは今のところ考えてございませんで、そういった方々からの募集というか、要望があれば、うちのほうとしては、例えば漁業者と調整をつけたりだとかそういった形で今度進めていけたらなというふうに自分の中では考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。だんだん具体的にわかってきました。

ただ、課長、その当日あれだけの人数の人が集まって、今までにない大人数の会議だったわけじゃないですか。その中の認識として、課長がいて、土木事務所の担当者の方がいて、行政マンがいて、他市町の議員もいてという中にいくと、これ予算がつくんじゃないかと思う人がいると思うんです。始まりがそうじゃないというところからですよね。河川の管理に関して規制は緩和する、使ってもいいよと、自分で稼いでね、予算なかなかつけられないよというところから始まっているんですけれども、多分、それが伝わったか伝わらないかというところがちょっと僕は疑問符だと思ったんですね、あの会議の中で。それはもう少し伝えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その点、課長がいいんですかね、町長がいいんですかね。お願いします。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、このミズベリング事業について、町ですとか県からの補助・助成ということはありません。今、言われたように、このミズベリング、ここまで、当初、川の利活用というところに私どもも頭がいっていたというところがあります。昨年も答弁したのは、函南の川の駅についてのお話もさせていただきましたけれども、実際には、今回川でなくて海もというところも入れると、カヤックの方たちといかに連携していくかということもすごく大事かなと思いますけれども、実際にそのカヤックを初めジェットバイクとか、その事業の方々がこういうことを海でやりたいんだ、水辺でやりたいんだということ、細かい提案ですね、をしていただいた中で、町としてどのようなことが協力できるか、規制緩和を初め県との交渉ですとかさまざまなことができるかというのが町のスタンスだと思いますので、

ぜひ課長が先ほど答弁したとおり定期的な会合の開催というよりも、全体というよりも個々のカヤックの皆さんですとかジェットバイクの皆さんですとかが、それぞれの団体の皆さんがここまで話が進んでいるから会議を持ってくれよというほうが現実的で、また進捗もかなり進むと思いますので、ぜひそのような提案をいただければと思います。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

先ほど言いましたように、予算化の話じゃないよという話で進んだミズベリングの話なんですけれども、あえて町長、そう言っておきながら僕ちょっと変化球を投げるんですけれども、例えばそれで川床をつくりたいよという話が多分出てくると思うんですね。川のところに張り出し舞台みたいな形をつくって。夜桜流れ星のときに多分流す場所のところを一部施工した事例があったと思うんですけれども、例えばあれの規模が長いものをつくって人が歩くところを増やすとか、例えば商売できるスペースを増やすという意味にもなると思うんですけれども、そういった場合には、どうしてもそのお金って出てこなきゃいけない部分があると思うんですよ。

例えば、これミズベリングはそういうお金も予算化はしませんよということなんですけれども、観光予算のほうからその辺をつけてということも期待することがあるんじゃないかなと。そこに対しては、僕は、それはありかなと思うんですけれども、その点の考え方というのは柔らかく考えていいのか、もしくはそれすらもダメだという方向なのか。その点、今どのように考えているか教えてもらえますでしょうか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

ミズベリング事業としては、当然ですけれども予算をつけるということはないです。観光施設として、当然河川となりますと、その辺はそうは言っても土木のほうの許可が要るものでもあります、それが適切かどうかというもとで予算がつけられるか、観光施設のそういう補助が出るかというところですけれども、今の時点では、特段川床をつくるですとかということはなかなか厳しいのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

多分、答弁としては限界だと思います。僕もそこまで聞いても、多分今その明快な答えは出ないなと思いながらだったんですけれども、どうしてもそういう形になってしまうと、しつらえの部分までは出せないよということが出てくると思うんで、その点はそうなった時点で考えていきたいと思いますけれども。

それから、もう一つお願いしたいのが、先ほど僕、青野大師ダムのことを言いましたけれども、こういう形になりますと、多分その周辺地域の区長さんたちにまで話をしなければいけない部分があると思うんですね。ところが、ミズベリングの話になりますと、回覧板でも回ったんですけれども、海とか川の部分に接していないというか、事業として関係ないかなという地区の方にとっては、多分興味を示さなかったのかなと思うんですけれども、そういう地区の区長さんとか役員の方にまで話をしていかなければならない部分が出てくると思うんですね。

これ前回も聞いたのかもしれませんけれども、区長会とかでこの話というのは出したりとか、今後こういう形で進めていきたいとか、こんな話も出でるよという話はしてもらえる場面ってあるんですかね。それとも会議に区長さんを呼ばなきゃいけないんですかね。なかなかその方々を呼んでくるって難しいと思うんですけれども、こちらからそういう告知をして、こういう話が出るかもしれないけれども、そのときは協力してねとか、こんな話が出たよというところは言ってもらえる場面ってあるんですかね。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

区長会、行政連絡協議会の中では、今までミズベリングについてのお願いですとか、お知らせすることは特にありませんでした。今後、やはりその地区、地区で当然ですけれども、今、議員がおっしゃられたとおり、関係する地区においては、もうそういう河川の利活用ということは興味がある地区もあると思いますので、そういう該当する地区にはしっかりと説明をしていかなければいけないと思います。

ですから、全体的に区長会の中でお話をするということは今のところは、予定はしてないです。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　質問先を課長に戻します。

今、町長の答弁にもありましたんで、そうなると、多分広報誌の中で訴えていくか、もしくはやはり回覧板、強いと思います。今、ネットの時代とか何とかと言いますけれども、うちの町ではやはり伝達しやすいのは回覧板だと思います。今回のミズベリングのこのキックオフミーティングのことも回覧板に入れたということによって、やはり周知が早かったのかなと思うんですけれども、同じような形で回覧板に入れていたら、多分その地区の人は興味を示さないと思うんです。何か趣向を変えて伝えていくべきときが来ているんじゃないかなと思うんですけれども、今日いきなり言って聞いてもあれだと思うんですけれども、どうでしょう、その辺例えば関連する地区じゃないよと思っていた人のところにもそうじゃないよというような知らせ方ってできないものですかね。回覧板を使って何かやる方法というのを考えてほしいんですけれども。どうでしょう、そういう方向をやってもらえませんかね。

○議長（清水清一君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

先ほど、加畑議員がおっしゃったように、青野大師ダムですか、のプロジェクトマッピングなんていうのも、やはりほかの地区というか、その地区、青野の区長さんとかそういった方々って案外そういう財産であるということを認識なかなかできていないと思うんです。

なので、その辺のやはり仕組みづくりというのを今後考えた中で、広報誌ですとか回覧板ですね、そういったものを提示させていただいて参加を募るというようなことで考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

まさに課長が今言ったそのとおりだと思います。気づいてなかった部分が使えると、そこでお客さん呼べると、地域おこしになる部分が出てくるんじゃないかなと思いまして、まさにそのような方向で進めていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、２番目の質問に入ります。

災害に対しての意識改革というテーマで質問させていただきます。

９月の台風15号、それから10月の台風19号を経験した中で、災害に対しての考え方はどのように変化したかというのを町長にお聞きしたいんですけれども、今回のこの台風ですね、国会議員の方でも相当これ意識を変えなきゃいけないという話が随所で出ております。特に、19号のときには、もう３、４日前から本当にみんな奮っていたと思うんですよ。もう窓割れるぐらいは覚悟しなきゃいけないぐらいの話だったと思うんですけれども、これ災害の考え方というのは、やはりちょっと変えていかなきゃいけないのかなという部分に来たと思うんですけれども、その点、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

近年では、地球温暖化の影響などから台風が大型化し、集中豪雨や突風、高潮等による被害の激甚化が顕著となっております。

先般の台風15号や19号においても、非常に大きい勢力を維持したまま本土に接近・上陸し、東日本を初め広範囲に大災害をもたらしました。

本町においても、倒木や崩土、河川護岸や漁港をはじめ、海岸保全施設の崩壊等の物的損害が多数発生し、台風の猛威を改めて認識させられたところであります。

また、送電線の断線等による停電は、2,000世帯を超える大規模なものとなり、停電による断水などで大変なご不便をおかけいたしました。

先般の台風19号の際には、これら教訓が生かされ、水道施設に発電機を配備するなど、断水の回避や早期の通水に対応することができました。また、避難所の開設においては、事前に町内６カ所の指定避難所を開設し、［警戒レベル３・避難準備、高齢者等避難開始］の情報を提供するとともに、翌朝には「警戒レベル４・避難勧告」を発令し、最大で501人の方々が早期に避難をされました。

多数の避難者対応のため、現場が混乱するなど幾つかの課題も確認されましたので、早急に改善し次に生かしてまいりたいと考えております。

今後においても、早い段階での準備、早目早目の避難の呼びかけを進めるとともに、生活に直結する公共インフラの強化に向け、適正な施設維持と保全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　答弁にもありましたように、さらに警戒を強めていかなければいけないという考えがあると思うんですけれども、先日12月１日に防災訓練がありましたよね。毎年、この翌日の新聞を見ますと、他市町の様子も出ているわけです。これが、こちら側から見ているせいなのかもしれませんけれども、ほかの町っていろいろなことをやっているなと、いろいろな想定してやっているなという印象がすごく強いんですね。

例えば、下賀茂地区、私のところでやっていることと言いますと、毎回公会堂に集まって消火器で火を消して、タイヤに火をつけて消して、消火栓の元の説明を受けてという形になるんですよ。実際、消火栓つないで水まで出してしまうとこれ濁ってしまうんで、なかなかできませんよということもあって、消防車からの放水というところまでしかやらない。実際、先ほどの行政報告の中にもありましたけれども、今後津波の警戒区域についての指定もしていくわけですよね。台風についての対策もしていかなければいけない、地震についてもしていかなければいけないということがありますんで、同じパターンの訓練をしていくというのはもう変えなきゃいけない時期に来ているんじゃないかなと思うんです。実際、これ僕が中学生のときから変わっていないんですよ。ということは、もう30年以上変わっていないということですよね。当時もそういう形でやっていました。

実際にそこに参加していましたから、消火器も実際握って中学生のときやっていましたから、いい経験にはなるんですけれども、火災のときに火を消すだけの訓練でいいのかなと思っているんです。違う形の防災訓練をしなきゃいけない時期に来ているんじゃないかなと思うんですけれども、その点、どちらに聞いたらいいでしょう、担当のほうがいいんですか、町長のほうがいいんですか、その点ちょっとお答えをお願いします。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

例年12月１日に実施する地域防災訓練では、全ての自主防災会が主体となって避難訓練や消火訓練、消火栓訓練を実施しており、避難後を想定した炊き出し訓練や防災テントの設営訓練なども実施していただいた自主防災会もありました。

加納区では、看護協会と連携した応急救護訓練を行い、中木区では夜間避難訓練に取り組むなど、各自主防災会で工夫を凝らした訓練を実施していただいております。

また、11月17日には、地区防災委員を対象として、下田消防署員による心肺蘇生法、異物除去法及び大出血時の止血法などを習得するための研修会を実施したほか、各戸配布された総合防災マップの解説や、台風19号の各指定避難所の状況などを報告し、災害対応に係る情報共有を図ったところであります。

今後も激甚化する災害への対応力向上を目指し、総合防災訓練や地域防災訓練、津波避難訓練に加え、防災委員研修会等の機会を捉えながら地域防災の要となるべき人材育成にも誠意に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

今の町長の答弁で、各地いろいろな形を取っているという情報がわかりました。その点はすごく勉強になりました。

その情報共有した後に、お互いにこういう形やったほうがいいんじゃないのか。実際、実践するところまでしなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、情報を共有していながら、やることが今までと変わっていないという状況は変えなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その点は、担当課のほうではどのように考えていますでしょうか。その点、例えば防災委員同士の情報共有があるんだったら、じゃ今度はこういう形をこの地区でもやったらどうという話が出たりとか、例えば災害ボランティアの方たちも含めての話し合いをしたほうがいいのか、そういうところがあります。災害ボランティアの方たちは、フェスタのときにもいろいろな活動をしたりとかしていますんで、その点もバラバラじゃなくて、ある程度まとまりをつけていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水清一君）　総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君）　お答えをさせていただきます。

先般の台風19号のとき、指定避難所６カ所ほど開けました。その中で、大変500人ほどの避難者もありまして、一時混乱する場面もございました。その中で、職員の中では、そのときの反省会を開きまして、どこが問題だったのか、どこをどう詰めていったらいいのかというのを、かなり洗い出しを行いまして、我々職員間では共有をしたところであります。また、それの中のことについても防災委員の研修会の中でお知らせをしたところでもあります。

それで、私ども一番助かった点というのが、避難所の中で、例えば高齢者のお体の弱い方が非難をされて来ました。その中で、介護職の方も同時に避難をされて来られました。その方たちが自主的に高齢者のご面倒を見ていただいたというところ、私ども大変助かったところでもあります。また、地域のドクターの方も避難をされておりまして、ちょっとぐあいの悪い方は診てもらったとかということもありました。あとは、避難所を撤収するときに、かなり段ボールの間仕切りも出しましたので、それの片づけを避難された方が率先的にやってお帰りになったと。私ども職員としましては、一昼夜、二昼夜やったわけなんですけれども、大変助かった点であります。

これらを通しまして、例えば自助、共助、公助、最近では互助なんていう言葉もありますけれども、それらが結局は住民の方々の協力のもとできたのかなと思っています。

先ほど議員から質問のありました、例えば災ボラさんとの情報の共有のあり方というのも災ボラさんのほうからの申し入れもございますので、そちらのほうも今考えているところでございます。

何はともあれですね、19号、人的被害がなかったことというのが一番幸いでありまして、我々としましても、この台風災害というのは事前にある程度わかるところでありますので、要所、要所対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

詳細な説明でよくわかりました。地区によって取り組み方が違うというのは以前から聞いていまして、どうしても自分の地区のやり方だけを見ている部分がありましたので、ほかの地域はどのように取り組んでいるかと知らない部分が数多くありました。ありがとうございます。

それをですね、今、課長が言われた内容を、例えばこの津波災害警戒区域に指定するときに、例えば何かの紙面でお知らせするときに、こんな計画がありましたよというのを知らせてもいいんじゃないかなと思うんですよ。そういうふうに地域の皆さんが率先してそういう片づけにも参加したというところも多分知らない方が多いと思いますし、実際に現にそういう形になったときに何が困ったのかという部分を知りたい方もいると思うんですね。通り一遍の作業的な訓練のことしかやっていない地域もあると思うんですよ、実際現実に言えば。

そこの地域にとっては、多分知らない部分だと思うんですね。消防団がたくさんいるから消防団に任せておけばいいやという部分が確かにあって、消防団が少ないところに関しては地域の皆さんが自分でやらなきゃいけないというような傾向も出てきているんじゃないかなと。災ボラに関してはすごくそういう話を聞くわけですよ。そうすると、どこかの部分でそれを広めていかなければいけないのかなと。

さっき、ミズベリングの話じゃないですけれども、回覧板の中に入れるとか、広報の中でそういうことがありましたよ、実際にはこうなりますよということを伝えていくとか、そういう部分が必要じゃないかなと思うんですけれども、これは町長にお聞きしますけれども、そういう形の広め方というのがちょうど津波の災害の警戒区域のときには、いいタイミングになると言ってはおかしいですけれども、タイミング的にはここでやっておくべきかなと思うんですけれども、そのタイミングで何かこう広めていくべきだと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回の台風15号、19号、大変いい教訓になったという、ちょっと不謹慎かもしれないですけれども、今までこの伊豆半島は大きな台風も接近、上陸しなかったわけですけれども、今年９月と10月と２つ襲来しまして、15号で住民の方がかなり危機感を感じた、そして19号でその危機感をやはり避難行動に移したということですね、私ども当局としても避難所の開設は、いわゆる野球に例えて空振りＯＫ、開設しても被害がなかったから誰も来なかったよと、そういう空振りＯＫ、見逃しＯＵＴという形で、大丈夫だろうで済ませないというそういう体制をとりましたので、早くから避難されていた方が多くいたと。下田市の田牛からも避難されて来たという方もいたということですね。大変早い判断が功を奏したというふうに思っております。

やはり、災害が大きかった19号については、明日になると景色が変わっているという言い方もされたわけです。それは15号でしたか、されたわけですから、かなり台風に対する被害の懸念がされているわけでありまして、これは、台風は１週間前から発生して３日前にはどういう形で上陸する、接近するということがわかっているんですけれども、今、議員がおっしゃられたような大規模地震、南海トラフの巨大地震はですね、いつか来るじゃなくて、もう30年以内に絶対来ますという国のほうでも言い方をしていますので、これは30年以内、明

日かも、明後日かもしれないけれども、必ず来ます。

その中で、やはり自助、共助も含めた中で、それぞれの方がまず自分が助かるという道を選択していただくということ、かなり住民の方が意識を持ったのかなというふうに思います。いわゆる避難持ち出し袋等ですね、全戸で準備はできていないと思うんですけれども、全戸で準備していただくとか、やはり家具の転倒防止をするとか、やはりそれぞれの家庭でやれることはやってもらう、またそのことをまた改めて広報誌並びに回覧板等を通じた中で、町民にまたお願いしていくということは大事だと思いますので、今後、そのようなことは続けていきたいなと思います。

以上です。

○議長（清水清一君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

２つの質問に関しまして活発な議論ができまして、いろいろなことがわかりました。ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（清水清一君）　加畑毅君の質問を終わります。

◇　宮　田　和　彦　君

○議長（清水清一君）　引き続き、一般質問を行います。

２番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、弓ヶ浜、五十鈴浜とその海岸線の越波対策ということでお伺いします。

まず、一番初めに、砂浜の観光資源としての考えをお聞きしたいと思います。

弓ヶ浜、五十鈴浜と海岸線の越波について質問しますけれども、観観光資源として弓ヶ浜、五十鈴浜等の貴重な砂浜があり、年間を通じて多くの観光客が訪れる海岸でもあります。主要な観光シーズンである夏の海水浴客は減少傾向にありましたが、海上遊具等の導入により一時的には減少しましたけれども、今は増加傾向にあると認識しております。

これは、良好な砂浜の保全、維持管理、環境保全等、それがあってのものではないかと考えます。砂浜海岸の最大の魅力は、素足で歩くことができ、きれいで幅が広く、白い砂浜が理想であります。また、海にも陸にも人工物が目立たず、さまざまな海浜生物の営みが見られる穏やかで豊かな自然にあります。この特徴を生かすため、砂浜を保全するとともに、ごみなどがないきれいな状態を維持することが大切ではないでしょうか。

また、海岸整備に当たっては、人工物が目立つことのないよう配慮し、自然に溶け込むように配慮し、水質の維持、向上や海浜動植物を保全し、豊かで清らかな自然に包まれた砂浜の形成に努めることが重要だと思います。

また、夏場の海水浴客を初め、サーフィン、ビーチスポーツ、運動系・文化系の合宿、浜辺の散策、文化・芸術面での活動の場など、さまざまな砂浜の利用を迎え入れて、四季を通じて来訪者の絶えない砂浜を目指すことが大切です。

そして、海岸の日常的な利用者は町民であり、散策に来る人も少なくありません。町民に愛される日常的に利用される海岸としては、さらに海水浴客の利用を初め、サーフィン、砂浜を利用したビーチスポーツや海浜保養地にふさわしい文化・芸術等に関連したイベントの振興で町外からの来訪者の増加を図りつつ、高齢化の進行とともに増加傾向を見せている癒しの旅行、その対応として美しい海岸の風景の中での散策のほか、町全体で宿泊、温泉、食事などを総合的に提供できる環境づくりを目指すことが大切ではないでしょうか。

そこで、今後の観光資源としての砂浜の利活用、自然景観、環境対策をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

平成28年度において、海水浴場を健全かつ安全に整備し、環境衛生の保持および公衆の危険防止、並びに秩序の維持を目的とした「南伊豆町海水浴場条例」を制定いたしました。

具体的には、弓ヶ浜および五十鈴浜を対象海水浴場に指定し、夏季期間中における適正な管理・運営を目途に、県の占有許可を受け、地元地区との管理運営契約を締結しております。

弓ヶ浜は、その弓なりの形状と白砂青松の景観が日本の渚百選や環境省の快水浴百選にも選定されるなど、半島南部を代表する海水浴場として知名度も高く、近年では海上遊具施設も設置され、オープンウォータースイムレース、ＳＵＰやシーカヤックなどマリンスポーツも楽しめる海洋スポットとして定着しております。

また、五十鈴浜においては、昔からの天然の良港として栄えた妻良湾内に位置し、台風や荒天時であまり影響を受けない環境から、シーカヤックの基地とともに、海上からのジオパークツアーや横浜臨海学園事業を中心とした学童教室や実習の場として広く活用されております。

いずれにいたしましても、両海水浴場は、本町の貴重な観光資源でございますので、地域の方々と連携しながら環境整備に取り組み、この環境をしっかりと後世に引き継ぐことが求められていると認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　利活用に対しては、かなり進んでいるのかなと思います。それに、自然景観、環境対策などがあるわけですけれども、10月４日、新聞紙上で南伊豆の洋上風力発電に対して静岡県のアセス審査会ですか、これは「強い懸念を覚えると明記した」とあります。また、10月21日は環境大臣の意見書、また10月31日は経済産業大臣の意見書が提出されていますけれども、南伊豆としてはこの環境対策、または自然景観に対して洋上風力発電計画、正面から賛成ですよ、反対ですよということは私聞いていないんですけれども、どのように思っていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

実際のところはですね、一応計画の段階では陸地より１キロメートル以上離れたところというのは自治体の規制範囲外であるということで、我々の思いが反映されるかどうかというところはなかなか難しいところですけれども、当然ですけれども、景観それから災害対策、そのようなさまざまな観点からですね、この事業に関してはできればないほうがいいというふうに思いはあります。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　明快なご答弁ありがとうございました。

それと環境対策、自然景観というか観光対策、この頃マイクロプラスチックですか、要す

るに細かいプラが砂浜にかなり落ちてるというんですかね、混ざっているというんですかね、そのことは私、ずっと見ているんですけれども、だんだん増えてきています。これ。テレビとか報道で言われる前から増えているわけですよ。

これはなぜかというと、要するに皆さんが使い勝手がいいものですから、ペットボトルでこい、買い物袋でこい、要するに使い勝手がいいから増えているんだろうということがわかりました。

それで、まず最初に、そこをまず最初にどうにかしなければいけないと。そうしなければ、外国からも来ますよ、確かに。ですけれども、南伊豆、自然が強みですから、ものすごい強みです、自然が。ですから、豊かだからこそ人が来てくれる。まず、自分たちの町から始めたいとこう思うんですけれども、その点に関してはどのようなご意見でしょうか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

この海洋プラスチックの問題はですね、大変今世界中で大きな問題になっております。

今、議員がおっしゃられたとおり、海の沖合から来るということもこれも大きな問題ですけれども、やはり弓ヶ浜を中心に川から流れて来る、青野川から流れて来るというのもこれ大きな問題でありまして、私どもどちらかというと山のほうに住んでおりますので、そちらに住んでいる人間が関係ないということではなくて、私どものほうでも、やはりそういうプラスチックごみが風で飛んで行くこともあります。それから、心ない人が川ですとかさまざまなところに捨てていることも事実です。コンビニというのか、そういうお弁当の一式を袋ごと投げている、捨てていることもありますので、これはまず我々人としてモラルを持たなくてはいけないということが、まず第一だと思います。

それから、先ほどの加畑議員の質問にもありましたけれども、ミズベリングを活用した中で、カヤックの方たちは、やはり隅々まで動ける、海の上で隅々まで動ける、例えばダイバーさんもそうですけれども、そういう方たちと連携した中で海岸漂着ごみを撤去するということも大事かと思いますので、私はそっちもまたミズベリングに繋がるのかなというところがありますけれども、そのようにやはり我々自分たちの町は自分たちでしっかり守らなければいけないというところは、はやり議員と一緒に同じような思いでいます。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

私もあるＮＰＯの主催する海岸清掃ですかね、そのほうに出ているんですけれども、かなり、プラだけじゃないですよね。船の太いロープとかいろいろなものが海岸に寄せて来るわけですよ。それを片づけるのにかなりの人手とまた費用がかかるかと思います。

できれば、海岸、南伊豆の宝ですので、ひとつ町長また関係課長、何とかＮＰＯもそうですけれども、地域が一体となって活動できるようにご支援のほどお願いしたいと思います。

次にまいります。

次に、砂浜の汀線・深浅調査と今後の砂浜減少対策ということでお聞きします。

平成24年度、独立行政法人港湾航空技術研究所沿岸環境研究領域沿岸土砂管理研究チームに、海岸浸食の調査方法及び対策を依頼した結果、24年12月に報告書が提出されました。

その中で、弓ヶ浜全体で汀線測量、台風の前後に行い、高波浪、高い波のときですね、砂浜の地形の変化及びその回復状況を把握すること、青野川河口を含む湾口部から湾内の範囲で深浅長測量を年１回程度行い、推進の深い場所での地形変化についても把握すること。あわせて、汀出流形の調査を河口、湾中央、汀線部で行い、湾内の流形分布を把握することが考えられると報告がありました。調査等は継続されていると思いますけれども、今後の砂浜減少対策をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

弓ヶ浜は手石港、五十鈴浜は第４種妻良漁港にあり、管理者は静岡県となります。

このため、静岡県に確認したところ、弓ヶ浜は汀線・深浅測量を平成28年度から実施しており、養浜については平成28年３月策定の手石港サンドリサイクル計画に基づき、平成28年度から５カ年間をかけ二級河川青野川の良質な浚渫土砂を海域に養浜し、平成28年度で2,004立方メートル、平成29年度には1,965立方メートル、平成30年は、浚渫土砂が粘性土のため実施しなかったとの回答をいただいております。

今後も町の貴重な観光資源である海水浴場を守るため、砂浜の減少対策について、管理者である静岡県に強く要望してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございます。

なぜそういうことを聞くかというと、この養浜なんですけれども、砂浜が減少するとどういうことが起きるかというと、今回の15号、19号の台風で越波しましたよね。高潮が越波した。その高潮のエネルギーを吸収する役目があるわけですよ、砂浜というのは。昔、私が中学、もう40年以上前なんですけれどもね、そのころには、そんなには、越波はしなかった、実際的に。そのときは砂浜が広かったんですね。ここ二、三十年で20メートルぐらい減少したと聞いています。そのために台風時、高波浪時に要するに道路を越えて地域の住宅の横を通って次の町道まで行って流れて、砂も一緒に流れて来るよというお話を聞いているし、自分の目でも確認しております。

そのための砂浜であり、また先ほど町長が言われた南伊豆の宝、これが一番大事なんですよね。そこで、要するに民宿とかホテル業等々皆さん生業で生活しているんですけれども、そこで子供を産み育て、そして大学とかね、それを収入にしてやっているわけです。それで税金も払って温泉の入湯税ですか、それも払って、一つのサイクルとして生きているわけですけれども、その砂浜自体がなくなると、そういうことが、人がいなくなってしまう。なぜか、生活ができないからですよ。

あのね、私、調べたんですけれども、砂浜の価値というのがあるんです。１平方お幾らですか。弓ヶ浜で言うと大体１キロメートルかなと、20メートルかなと。１平方これ平均ですよ、482円です、年間。年間482円の価値がありますと調べた方がいらっしゃいます。こういうことを見ると、砂浜が減るということは、皆さんの地域で住んでいる方々の収入も減りますよということが言えるわけで、これは何ですかね、収入がないと食べていけませんので、だんだんみんな外へ出るようになりますよね。人口も減りますし。

１つの考え方として、要は砂浜が広くなればその分だけ人が来てくれる。要するに価値が上がりますよということに繋がっていくのかなという思いでおりますので、ぜひ先ほど町長言われました、今後も強く静岡県のほうに訴えていくということでございましたので、よろしくお願いしたいと思います。

また、11月６日、第３回町の総合計画等審査会の中で、中学生が意見発表で弓ヶ浜などの自然を守ってほしいということが新聞紙上で取り上げられておりましたが、子供たちに町長から何かメッセージがあれば一言お願いしたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

当然ですけれども、弓ヶ浜は町の大変大きな財産であって、私たちも全国いろいろなところに行って町のＰＲをするときに弓ヶ浜という海水浴場のことは必ず言葉で出ます。やはり何をこの南伊豆は将来、未来永劫残していくかというと、やはり豊かな自然、暖かい人々だと思いますので、その温かい人々の心もこの自然があるからだと思いますので、子供たちには、「しっかり我々が弓ヶ浜を残すから、後を受け継いでください」と心からお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございます。

中学生の人たちも大変喜んでいる、そういうふうに思います。

次にまいります。

海岸線の越波対策に対してお聞きしたいと思います。

まず初めに、各地区との話し合いということで、町の海岸線は、皆さん御存じのとおり57.4キロメートルございます。先ほども出ましたけれども、近年、台風のときの暴風により高潮による越波が発生しております。越波とは、暴風時の海岸に打ち寄せた波により海水が海岸施設を越えて堤内に流入する現象のことでございます。台風の大型化に伴い、毎年のように台風の暴風により越波が発生している状況でございます。

海岸に接する住宅や道路では、打ち寄せられた波に乗って石や砂利等が打ち上げられることもあるため、住人、歩行者、通行中の車に直接被害が生じる危険性があります。湊地区をはじめ、手石、下流、大瀬、石廊崎にかけての県道沿いの地区、また町の海岸付近に住居を構える高潮越波地区との話し合いというのはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

世界的な規模での気象変動は台風の大型化を招き、これからもこの現象は続くのではないかと危惧されるところであります。

先般の台風15号、19号は、静岡県に接近または上陸いたしましたが、猛烈な強風と護岸施設をはるかに超える大波が押し寄せ、町内海岸各所で被害を受けました。

海岸地区における防潮堤等の協議については、平成27年度から南海トラフ巨大地震による津波想定の静岡モデルなど、レベル１の津波想定高にも対応する施設整備が検討・協議され、各海岸地区における住民合意のもと、堤防等の嵩上げ高などが決定されております。

ご指摘の高潮対策にかかる地区との協議については、各地区での津波対策協議会の決定をもって、確認済みと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　特にこの高潮の越波地区の協議会等々とどのような、早い話が地区で話し合って、こういう形にしたいよということなのか、それとも県とか一緒に話して、町が間に入って各地区と話し合っているのか、どういう協議をされているのかその内容を教えていただければ。

○議長（清水清一君）　総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君）　お答えをさせていただきます。

越波対策といいますか、津波対策の中での話になりますけれども、平成27年度から、先ほど町長答弁ございましたとおり、静岡モデルという方式、これは静岡県独自のモデルなんですけれども、このモデルによるレベル１の津波想定高、これは南海トラフの巨大地震ではない津波であります。これに対して、例えば竹麻地区、南崎地区、三浜地区、三坂地区等々で協議会を開きまして、その中で、じゃ堤防の嵩上げどうしようかというような話し合いが持たれています。

その中で、Ｌ２に対しましては、南海トラフの巨大地震を防ぐための巨大な堤防というのは現実的ではないというのは、東北地方の例えば嵩上げした堤防を乗り越えて倒して津波が来てしまうということがありまして、じゃＬ１に対してどうしていこうかと。Ｌ１であってもかなりの津波高になりますので、景観をどう守っていくのか、それと両立した整備の仕方というのはどうなのかというのがその中で協議をされました。

地区、地区によりまして、じゃ堤防の嵩上げ若干して守っていこうとか、いやいや景観を大事にしていこうとかといういろいろな意見を取りまとめられて、静岡県のほうで取りまとめをして現在に今至っているというところで、まだ整備に着手しているところではございま

せん。話し合いの現状でございます。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田君、質問の途中ですが、宮田君の残りの質問は午後にしたいと思います。

ここで昼食のため１時まで休憩します。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　１時００分

○議長（清水清一君）　それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

引き続き、宮田和彦君の質問を許可いたします。

宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　引き続き質問させていただきます。

次に、台風等の避難所開設、災害復旧の進捗と停電対策についてお伺いします。

今回の台風15号、19号で避難所へ避難された方が多数います。特に、19号では249世帯、501人の方が避難所へ避難されたということを聞いております。そこで、そのときに毛布とか食料、その他いろいろあると思うんですけれども、供給のほうは十分だったのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

先の台風19号では、町内６カ所の避難所を開設し、ピーク時には249世帯、501人の方々が避難をされました。

気象庁による予報や注意喚起など、たびたび大きく報道されたことから、多数の方々が避難行動を予測するなか、想定以上の避難者数となりました。

食料、飲料水については、事前に避難準備を呼びかけておりましたので、避難者が各自持参するなど、避難所での特段の混乱や備蓄品等の不足はありませんでした。

また、台風の通過に伴う避難であるため、避難期間を２日程度と見込んでおりましたので、

段ボール間仕切りも使用いたしました。

数量的には充足しておりましたが、機材搬入や組み立てに時間を要するなど、新たな課題も確認することができました。

これまでの避難実績では少人数の避難者対応で済んでおりましたが、台風の大型化等で避難者数は確実に増加することが予想されることから、今後はワンタッチ式間仕切りテントなど、簡易に設置できる備品類も順次配備し、適正な避難所運営に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　特に、今後大型化が特に懸念されますので、準備はなるだけ事前にたくさん用意されたほうがいいのではないかと思いますので、その辺のところはよろしくお願いします。

次に、避難者への情報提供の状況ということでお伺いします。

台風時に避難してからの時間の経過に伴い、概況が刻々と変化していくことから、避難者への必要性に即した情報を的確に提供することが必要と考えますが、避難者への情報提供はどのような方法で行われたのかお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

避難所における情報収集、連絡手段については、同報無線が受信可能な防災ラジオのほか、非常時に備えたデジタル防災無線を配備いたしました。

今回は、幸いにも携帯電話が利用できる状況にあり、警戒本部との通信手段として活用いたしました。

また、気象情報や被害状況などについては、携帯ツール等を活用しながら、避難所配置の職員から適時情報提供したと聞いております。

避難所設営を担当した職員は、後日避難所運営にかかる検証を兼ねた反省会を実施し、このなかで避難者からのテレビ設置要望についての指摘も確認いたしました。

本町の広域避難所は三坂地区防災センターを除き学校の体育館施設であるため、その機能は有しておりません。

日々、子供たちが活用する体育館としての施設機能の確保や、テレビの保管場所の有無についても学校側と協議、検討しながら、その是非を判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　今、テレビということでお話ありましたけれども、テレビも情報収集の立派なツールの１つと考えます。私、避難所に行った方から聞いたんですけれども、501人避難したわけですけれども、心配でしようがないというんですね、避難所に行って外の様子もわからないし、要するに自分の自宅、地域がどういうふうになっているかもわからないと。テレビだと、情報というのは目から入る情報というのは９割方だそうですから、耳から入る情報よりもよっぽど人に対しての説得力というんですか、それがあるもんですから、ぜひテレビそんなに高いものでもないと思うんですよ。学校のほうにもたしかテレビあるはずなんです。そういうものを買わなくても運ぶだけでできるんではないかと、あと電波の問題で要するに受信施設ですか、それがどうなるかということでただ問題はそこかなと思うだけなんですけれども。要するに災害に強いというのは、要するに今ケーブルテレビ等々ではなくて光テレビ、あのケーブルが災害に大変強いという話を聞いていますので、その辺の検討もお願いしたいと。役場でも多分そういう光テレビ、多分中枢ですからあると思うんですけれども、その辺ありますよね、ないですか、光テレビついていないですか。役場にないですか。できれば光テレビというケーブルを、ツールを使ってどういう災害でも強い役場というか、そういう体制をつくっていただきたいと、こう要望いたします。

次に、避難者対応についてお伺いしたいと思います。

先の19号で、15号もそうですけれども、直撃で茨城県鹿嶋市、これは非正規職員の役割を見直さざるを得なくなったと、こう市長が申しておりました。それはなぜかというと、市は災害対策本部を設置したが、防災計画では非正規職員は災害対応に当たれないことになっていたと。この大きな災害では本当に正規職員だけで対応できるのかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

先の台風19号では６カ所の避難所を開設し、ピーク時で249世帯、501人が避難をいたしま

した。

避難所配置の職員は11日午後３時から12日午前８時までと、12日午前８時から13日午前８時までと２班編成とし、40名の職員で対応をいたしました。

避難者は高齢者も多く、介助を必要とする方には介護職に従事されている方などが自主的に支援していただき、南伊豆東中学校体育館、南中小学校体育館では、町内の医師も避難されていたことから、体調が優れない方の様子も見ていただいたと聞いております。

また、職員で対応できない避難要請には、自主防災会や駐在所の警察官にも応援していただきました。

自主防災会でも湊区、入間区、立岩区、吉田区、妻良区、伊浜区で公民館やコミュニティセンター等を開放したほか、入間区ではお寺にも避難された方が数名いたと伺っております。

各指定避難所の開設時間は約36時間にも及びましたが、自主防災会をはじめ、地域の方々のさまざまなご支援を賜りながら、災害時の必須な地域力や自助・共助の取り組みが実践されたものと認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　なぜそういうことを聞くかというと、２日とか３日だったら職員の皆さん対応できるかなと思うんですけれども、長引くとやっぱり疲労というものがある。やっぱり疲労になると、できることもできなくなります。そうすると、体調を崩すこともある。そういうことを考えたときに、地元と協力、それも結構なんですけれども、要するにこの非正規職員とかほかの関係機関、そういうところと協力することで、もっと町民の皆さんに行政サービスができるんではないかということを思うんです。それについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

今般の避難所運営においては、避難行動にかかわる多くの皆様のご理解とご支援をもって、人的被害もなく無事終了したと考えております。

先ほども触れましたが、職員による事後検討会のなかで、介護が必要な高齢者や障碍者の方々への適切な対応が求められるなか、限られた人員と専門的な知識、知見に欠ける一般職

員等での対応には限界があるなどの各種課題も浮き彫りになりました。

このため、台風等の一時的な避難にあっても福祉避難所に指定する社会福祉施設等との連携を強化し、早期避難体制が確実に機能するための体制整備を急がなければならないと考えております。

災害時に対応するための基本的なものは地域防災計画で明確化されており、人員配置についても、計画上は充足されてはおりますが、不測の事態に備えた支援体制の強化も極めて重要であると考えます。

損害補償等の面から非正規職員での対応は難しいと思われますが、議員ご指摘のとおり、自助・共助の精神に即した個人や団体との連携など関係法律等を遵守しながら、検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。よくわかりました。

次にまいりたいと思います。

この今回の被災地域の件なんですけれども、地域復興の進捗状況と各関係機関との連携についてお伺いします。

まず初めに、今回の台風による災害復旧に対する国や県への申請は行っているものと思いますが、その進捗状況をお聞きします。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

台風15号による道路及び河川公共施設災害の被害については、道路で１件、河川で１件を公共災害復旧事業として申請し、11月28日に災害査定を受けました。

また、台風19号においては、国庫対象となる道路及び河川の公共施設災害はなく、災害復旧事務においては、町職員で対応が可能であり、国や県、他自治体等への職員派遣要請は行いませんでした。

このほか、台風19号で被災した漁港及び海岸保全施設については、静岡県のご助言もいただきながら、災害復旧事業の申請を経て12月に災害査定を受けた後、本工事を予定しているところであります。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございます。迅速な対応よろしくお願い申し上げます。

次に、停電対策、このことについてお伺いします。

大雨、暴風等により倒木することにより、停電する地域が大変増えております。住民の日常生活や基幹産業の観光を初め、農林水産商工業に影響が出ているところでございます。

停電が長時間に及んだ原因の１つに多くの民地の立木、立木が道路及び電線に倒れ、また道路上の倒木処理に時間を要し、電線等の設備の復旧が進まなかったことが挙げられます。今回の停電被害を受け、被害を未然に防ぐため、また被害が発生した場合に最小限に抑えるため、東京電力等関係機関と連携を図りながら送電線に支障となる樹木の伐採計画を図ってはいかがと思いますが、そのご意見をお聞きします。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

樹木の倒壊による停電が各地で発生しており、先の台風では特に千葉県で大規模な停電を引き起こしました。

電気は、現代社会に欠くことのできない重要なインフラであり、これら送電線網を確保するためにも、支障木等の伐採や適正管理は必須であると考えます。

東京電力の電線網に係る樹木等の伐採については、その性格上、電力会社に行っていただくべきものでありますので、町がこれを実施するということは考えておりません。

町道等に隣接し、支障となる樹木等を発見した場合は、速やかに電力会社へ報告することが、現状において町ができる最善の対策だと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　町長、事業者や県、町が樹木の所有者に対して樹木の適正管理に関する依頼や助言を行ったとしても倒木が停電発生の原因となることの認識が大変薄い。協力を得られない場合が多いというんですよね、頼んでも。強風で送電線に木が倒れて、要するに停電、断線等で停電が発生して町民の皆さんに今回もそうですけれども、大変な生活を強い

てきました。そういう所有者、樹木の所有者は大体樹木の管理をしないんです。管理をしていないから痛みを感じない。停電になっても痛みを感じないんですね。これが大事で、一番大事なのは、いる方はまだいいんです、町内にいる方。されども町外に土地を所有し、立木、樹木を所有して県外とかそのほかに要するに住んでいる方、これに対しては、本当に対岸の火事といいましょうか、本当に痛みを感じません。ちょっと話を聞いてみたら、20年間来ていないとか、そういう話も聞いていますので、そういう方々に管理をお願いしますと言ってもなかなかできるものではない。

そこで提案なんですけれども、この問題を解決するために関係防災機関を集めまして、風倒木による停電被害による、かかわる対策会議などを設置してもらって、対策を検討して住民並びに住所を有しない所有者、これに対して樹木の適切な管理について説明会なり周知徹底をする、まず最初に。そういう関係機関が連携して対応をしてはいかがと思うんですけれども、その提案に対してはいかがでしょうか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

今、議員がおっしゃったことはよくわかるんですけれども、私も先日の指揮官会議だったか、賀茂圏域の会議のとき、特別補佐官の土屋前副知事、それから賀茂域局の山口局長に倒木、停電の対策並びに国県道の景観のもと、景観をよくするために県のほうで条例をつくってくれて、とにかく所有者不明の土地というのはたくさんございます。今、議員がおっしゃられたとおり、おじいちゃん、おばあちゃんの世代でひいおじいちゃんが土地を買ったけれども、もう孫、ひ孫の世代はもうその土地に対しては全然関心がないよという方がたくさんいらっしゃるようですね。そういう所有者不明の土地等もあるので、県の条例をつくってくれていて、例えば農林の所長ですとか、土木の所長、それから隣接する設置自治体、地元自治体の首長等が判断して、これは支障があると判断したものは所有者の許可なく切っていいという条例を県でつくってくれないですかと言ったところ、一言無理ですと言われてそれで終わりだったですね。

ですから、これから関係機関とどのように進めていくかということはこれ重要だと思いますけれども、東京電力に関しましては、木を根元から切るということはしないですけれども、電線に支障のあるような枝の枝打ちというは所有者関係なくというんですか、その辺のところは東電さんでやっていただけるというふうに伺っていますので、とりあえずは、その辺の

ところをよく要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　要するに、県のほう条例云々だけれども、町のほうでこの山林が８割方あるではないですか、要するに枝を切っても、根っこから倒れた木というのは、早い話が10メートル、電線から10メートルのところから倒れた木は高さによりけりですけれども、高圧線とか低圧線にひっかかるわけですよ、どうしても。そうなると、断線、またはトランス、電線設備に支障を来して停電するというのが本来、見ていてわかるんですけれども、確かに枝は切っています。枝は切っています。だけれども、それだけではちょっとこの台風等と強風には対応できないと、こう考えますので町でひとつ頑張ってもらって条例をつくってはいかがかと、静岡県もそうなんですけれども、南伊豆で先端ですから、先端から始めてもいいんではないかと、だから要するに県云々も結構ですけれども、岡部町長がちょっと奮起して町民の町民ファーストだと、町民のために頑張るということでこの支障木、全部で3,500件ですか、三千何百件でしたか、19号のときに約９割の町民、それから世帯が停電したわけですから、それはもう大変なことだと思うんですよ。ですから、そのためにもこの町で一つ条例等を考える策はないものか、そこら辺をちょっと。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

電気の送電等においては、電気事業法など個別の法律が定められており、電力の供給など、国が直接関与すべき事案であることからも、広義に捉えれば基礎自治体が条例をもってこれらに関する何らかの規定を設けることは適切でないと考えております。

町が管理する道路や河川機能に支障を及ぼす樹木などについては、土地所有者の権利関係を踏まえたなかで、所有者の管理義務から、その処分を促しますが、現状としてその効果は見られません。

条例化に向けては、現在策定中の景観条例なども含めて検討したいと考えますが、他市町の状況やその実効性についても検証する必要があると考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　先ほど、町長言われましたように、送水ポンプが止まると、電気がこなきゃ止まりますよね、ポンプも。だから、要は通水ができませんよと、いろんなところで大瀬もそうですけれども、いろんなところで不便を感じますので、ぜひとも県のほうにもっと強く言っていただいて、原資に森林環境譲与税とかありますので、そういうものを管理しまして今後も考えていただいて町民の安心安全な生活をかなえていただきたいと思います。

次にまいります。

プログラミング教育についてお伺いします。

令和２年度から小学校においてもプログラミング教育を導入することとなっておりますけれども、プログラミング教育は子供たちの可能性を広げることに繋がると思います。このプログラミング能力を開花させ、想像力を発揮して起業する若者や特許を取得する子供もあらわれております。子供が秘めている可能性を発掘し、将来も社会で活躍できるきっかけとなることも期待できます。そこで、今までのプログラミング教育の状況と来年度の取り組みの内容をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

学習指導要領の改訂により、小学校においては来年度からプログラミング教育が必修化され、中学校においては再来年度から技術分野におけるプログラミングに関する内容が充実されます。

本町においては、現在一部小学校のクラブ活動において、少ない時間ではありますが、プログラミングに取り組んでおります。

来年度になりますと、各教科等においてプログラミング的思考、これは意図した処理を導き出すために論理的に考えていく力のことでございますが、これを育むための学習活動を計画し、実施していくということになります。

指導者の育成についてでございますが、今年度、本町では、校内の授業研究を推進する研修主任を対象に、南伊豆東小学校において研修を行いました。研修内容ですが、プログラミングを取り入れた算数の授業の参観、教材作成注意点などの講義、プログラミング体験でございます。

また、県教育委員によるプログラミング教育推進教員を対象にした研修において、小学校段階におけるプログラミング教育についての講義やプログラミング教育実践校の取り組みの

紹介、ｉＰａｄを使用したプログラミング体験を行いました。

プログラミング教育の導入の目的でございますが、来るべきＳｏｃｉｅｔｙ5.0に向け、小学校においては文字入力など基本的操作を習得し、プログラミング的思考を育むことにより情報活用能力を身に着け、予測できない変化に主体的に向き合い、より良い社会の創り手となることを目指しております。

本町においても、次代の担い手となれるような人材の育成に尽力してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　指導者の育成状況までありがとうございました。

それと、なぜ私こういうことを聞くかと言いますと、ソフト開発などに使われるわけですよね、このプログラミングというのは。それによって、このネットと繋がりますのでテレワークという仕事、要するにどこにいても仕事ができます。世界中どこにいてもできるということに繋がっていきますので、要するに、この南伊豆町でもやっぱり仕事ができますよ。子供たちが南伊豆町に住んでもらって、要するに仕事ができ、ここでまた子育てをしてもらうように１つの考え方としてツールとなるものなのかなと、こう思ったものですから、ぜひともそのプログラミング教育、まず先生方が指導者となると思うんですけれども、大変なんですよね、あれもこれもで、私思うんですよ。ですから、外注に出してもいいのかなと思ったりしているんですよね。だから、プロだったらプロの方がやればいいのかなと、そういう考えでいますので、無理をしないように体が一番大事ですので、その点のほうを注意してよろしくお願いしたいと思います。

次にまいります。

高齢者の交通支援ということでお聞きします。

まず初めに、移動・外出支援セミナーの内容等についてお聞きしたいと思います。多くの移動弱者や買い物難民が生み出されている背景には生活スタイルやニーズの多様化、家族構成の変化、自家用車の普及とそれにあわせたまちづくりにあり、そこに高齢化や過疎化、公共交通の衰退が起きたことにあります。バスやデマンド交通を走らせるだけではこの状況は改善することはできないと考えます。

町は高齢者の足の確保に向け、移動・外出支援セミナーを実施するということですが、支援の制度の設計と運営の内容をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

道路運送法による地域公共交通の分類については、大きく３分類されており、１つ目は許可・登録が必要となるバス、タクシーなどの一般旅客運送事業、２つ目は登録を必要とする自家用有償旅客運送事業、３つ目は許可・登録を必要としない自家用有償運送であります。

町では、３つ目の許可・登録を必要としない自家用有償運送を目指しており、運転ボランティアによる送迎において、特定費用である燃料代、道路通行料、駐車料などを利用者にご負担いただくものであります。

行政報告でも述べましたが、本年度のセミナー研修を経て、地域特性に適した運営システムを構築し、来年度にはモデル事業を立ち上げたいと考えております。

また、事故補償については、全国社会福祉協議会や民間保険会社などで移動支援サービスにかかる損害保険商品を販売しており、これらの対応を想定しております。

主要な移動手段である公共交通については、高齢者のバス乗降に介助が必要、バス停までの距離が遠い、運行本数が少ないといったことから、公共交通を利用できない方や公共交通の空白地域にある方などが考えられ、民業を圧迫するものではありません。

加えて、事業実施に向けては、南伊豆町地域公共交通会議においてご協議をいただき、その可否についてもご意見を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　町長、最初から完璧なものはないと思うんですよ。試して、試して、それからいいものにつくり変えていく、改善していくというのが手法ではないかと思うんです。常に町を取り巻く外部環境、社会状況、これ常に変わっています。ですから、町民に勝手のよい支援ができるように協力していただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君の質問を終わります。

ここで13時40分まで休憩とします。

休憩　午後　１時３０分

再開　午後　１時４０分

○議長（清水清一君）　それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（清水清一君）　引き続き一般質問を行います。

11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、通告に従いまして、私は南伊豆町の町民と住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

今回の質問は、地方制度調査会の答申があった中での町の今後の将来展望、あるべき方向。それと、つい最近同僚議員が質問されておりますけれども、台風災害に今後どう備えていくかという問題。また、景観計画条例を制定の予定で準備をしているようですが、これとの関連の質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず、最初の質問は、第32地方制度調査会答申と町のあるべき方向ということであります。

令和元年10月30日に地方制度調査会の市川会長から、市町村合併についての今後の対応方策に関する答申が出されました。私が質問に取り上げたものは、とりもなおさず15年前の合併の住民投票をめぐって、町が二分する住民投票条例が行われる。それから５年して、合併協議会を最終的に解散して、今の南伊豆町が残り続けてきて今日があるということ。厳しい政治的な戦いがあった中で、今日があるわけですが、こうした問題でこの地方制度調査会の答申が出されました。

また一方では、昨年の７月に総務省研究会が複数市町村で構成する圏域を新たな行政主体として法制化する構想を発表しております。こうしたことから、この地方制度調査会の答申を受けて、日弁連が即座に反応して、日本弁護士連合会です、反応して、シンポジウムを行い声明も出しました。11月６日に日弁連がシンポジウム、声明を出したわけですが、７日の翌日の静岡新聞の１面にも平成合併旧町村人口減が加速、存続自治体対比でという日弁連の

調査報告をまとめております。これは、中日新聞などの全国紙でも数値表を挙げてこれを出しました。さまざまな関連の論評がされております。まず、この答申をどのように受けとめられているのか。

また、合併問題に関してこの答申というのは、実は最後のほうに現在の合併特例法、今でも存続しているんですが、来年、令和２年３月31日をもって効力を失うと、しかしこれをまだ続けるということが盛り込まれておって、さらに先ほど言った圏域行政の研究会、法制化をするということで、やはりしっかりとした合併の検証をしなければならないという日弁連、あるいは関連の方々の見解であります。こうした点、まず町の執行者のところでどのように受けとめをされているのか。また市町村合併についての見解あれば、ご答弁をいただけますか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

第32地方制度調査会の答申によれば、市町村合併の特例に関する法律の失効後、平成16年から５カ年の限時法が制定され、平成22年の改正により期限を10年間延長し、現在に至っており、令和元年度末をもって再びその効力を失うとされております。

この特例とされた期間において７件の市町村合併がなされ、これら合併に向けた動きは現在も存続することから、今後も現行法の期限延長を検討すべきとの内容になっております。

平成の大合併については、所定の成果も達成されたものと解しますが、賀茂圏域を見れば膨大な労力と時間をかけても合併はなし得なかったという現実があり、それぞれの自治体で、まさに生き残りをかけた行政運営が求められていると認識をしております。

また、本答申でも指摘しておりますが、今後の基礎自治体に求められる行政サービスの提供体制の在り方などは極めて重要であると考えます。

今後も、持続可能な行政運営に努め、ますます変革を迎える社会情勢に対応するためにも、長期的な視点で行政基盤の安定を図りつつ、町民の皆様とビジョンを共有していくことが肝要と考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　町長は住民投票の時分は、商工会の青年部の活動等々で民間の立場

でありましたけれども、端的に合併、町が残ったことに対してどのように感じているのか、その点をお答えしていただけますか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

その当時は、やはり自分の思いというのはあったんですけれども、仮に合併していたらどうなっていたかというのは、もう想像論というか空想の話なので、その合併していたらどうなったということはちょっとわからないですけれども、単独で今進んでいる中、先ほど議員も言われたような広域行政、賀茂広域連携という中で、賀茂郡の１市５町の中でやれることは一緒にやっていくという方向で進んでいますので、今の時点ではもうこの南伊豆町として、やれるだけやっていくというのが今の町のスタイル、スタンスかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、もう少し立ち入って記事も利用しながら話しますけれども、総務省の幹部は合併の結果、旧町村の住民の声が行政に届きにくくなるなど、合併の弊害を認める一方で、行政の効率化や専門職員の充実などメリットもあった、こういうコメントが記事にも掲載されております。

一方で、これは10月10日の赤旗の記事ですけれども、岩手県立大学講師の役重眞喜子さん、彼女は農林水産省から岩手県東和町役場に出向してその職員となる。国の官僚から町職員となって、その後東和町が合併して花巻市になって、総務課長などを歴任した方でありますけれども、いわゆる国は自治体を一行政機関としか見ていないと。先ほどの総務省の幹部の言葉と連携させたコメントを引き合いに出すと、いわゆる私が合併後に強く感じたのは、農村の日常生活で大きな役割を担う自治会など地域コミュニティと自治体行政の関係が変化し、住民自治を弱めたと。合併後の区長の位置づけは行政との連絡窓口、地域と行政の関係が都市化されたと。さらに続けて、この役重氏は、地方再生のために求められていることは農業など第１次産業で暮らしが成り立つようにすること、それが大前提だということ。また、総務省幹部が言わしめた行政の効率化や専門職員の充実というメリット、この専門職員に関して役重氏は、自治体職員に求められるのは本来地域のことをよく知り、住民とのコミュニケ

ーションの上で合意形成を図るプロであるということで、住民プロフェッショナルと彼女は呼んでいますが、その専門性の向上こそ必要だというふうに、この平成の大合併の検証が必要だということで述べておられます。

町長、今この取り上げた記事の中で、平成合併旧町村は人口減が加速していると、日弁連が取り上げた、調査した47組の合併市町村の９割で旧町村のほうが、人口減少率が高かったというふうなデータがとられております。役場がなくなった影響で地方公務員減少や商店の廃業、事業所閉鎖などが起き、地域が衰退をしていると。

役所も単なる地方公務員というくくりではなくて、就労場所と言えば一番の地域の事業所であります。この雇用がなくなることがその地域にとってどれだけ大変なことなのか。これを今この間町が行ってきた取り組みで地方創生等々と照らし合わせて見れば、明らかに国の取り組みの矛盾を指摘せざるを得ない。なぜかというに、地方創生を声高に叫んでいる一方で、かつて合併を進めた市町村、これが衰退をしている。人口減少の歯止めをかけようにも一番大きな就労、役場という就労場所をなくしてしまう。それに続く就労場所を、これを構築しようなどということは、今の日本の経済状況のもとでは、民間の投資が地方に行くのはよっぽどのリスクを抱えなければできないわけであります。一方で、合併をまだ残して圏域行政などを進めながら、一方では地方創生をする。この国策の矛盾、統一性がないところで、我々はしっかりと町のあるべきスタンスを認識しなければいけないというふうに思います。町長は当時、行政にかかわっていなかったかもしれませんが、やはり我々はこの認識を合併の住民投票から15年たって、多くの役所の職員、多くは当時のことを知らない方々も増えております。改めてこの日弁連の答申も含めて、この南伊豆のスタンス、そして地方自治のあるべき姿というものをしっかりと刻むべきではないかというふうに思います。

日弁連が調査した中身の一方で、郡下でも合併をした村町があります。賀茂村が西伊豆町と合併をしました。ここの古い西伊豆町の人口動態の分析に関しては、ちょっと現場に行っていないんで平成14年から17年までのデータはなくて、合併前との比較はできないんですが、平成18年から表示されているデータでいうと人口減少率は22.6％、当時は合併当初の平成16年には南伊豆町より人口が多い。合併して足し算で上回りましたが、現在では南伊豆町を下回っております。旧賀茂村と西伊豆町合わせた人口減少率は22.6％、一方では、南伊豆町は18.7％、これは平成18年から29年の10年間でありますが、こうした点の数字があるわけですが、町長、予算の点でも今、南伊豆町では一般会計と特別会計合わせれば106余の予算が、毎年これが動いているわけであります。こうした点で改めてご認識を賜りたいと思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

第32地方制度調査会の答申では、今後の対応策として、合併、広域連携、都道府県による補完等についても記述されておりますが、あわせて合併後の基礎自治体における現状や課題についても指摘されております。

市町村合併により全国の自治体数は3,232から1,727まで減少し、市町村の平均人口・面積は倍増したほか、多くの市町村において財政基盤の強化が図られたところでありますが、その後10年が経過した今日においても、人口減少や少子化の流れはとどまる兆しが全く見えておりません。

社人研の推計でも、人口減少はさらに加速し、2040年には高齢者人口がピークを迎え、人口減少と高齢化の波は指定都市や県庁所在地にとどまらず、三大都市圏にも及ぶことが想定されております。

このようなことからも、市町村合併が全ての解決策とは言えない状況にあると認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　改めて国の動向等々に関しては、いわゆる眉唾で注視をするということを私は提案したいと思います。この地方制度調査会の答申の前に令和元年７月31日に出された2040年ごろから逆算し、顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告というのがあります。ここでは、冒頭今、町長が言われた人口減少の推計も含めたこの2040年、先々の日本の人口減少等々の中での課題というのがありますけれども、この中間報告では、東京一極集中、人口構造の変化と課題、東京一極集中は我が国の課題となっているが、今後さらに人口の偏在が進む可能性がある。人口は減少しながら、東京都特別区や地域ブロックの中心である大都市へ集中していくことが見込まれ、東京圏で生まれ育ち地方に故郷を持たない人々が増加することで、地方への関心の希薄化が危惧される。こういう記述があります。私は、これも調査会がこういう言葉を言っておりますが、一方で、地方創生で盛んに今、南伊豆町とも関係されている増田寛也さんなんかが旗振りをして、彼は社会保障審

議会にも出られております。しかしながら、実際のビジョンとしては、野村総研等々にもおられましたけれども、いわゆる地方の末端でどう人口を増やしていくか、その点では、移住者対応、移住者政策以外にその土地に本当に住んで生業が成り立つところの提言というものは、私はこの間聞いておりません。

一方で、杉並の特別養護老人ホームのアドバイザーである大森彌先生が今年も２度ほど講演をされていますが、いわゆる消滅自治体等々のその言及に関しては気にする必要はないと、何度も言われております。そして、自治体がなくなるというのは、自ら放棄して、自らなくすこと以外にはないと。自分たちの町の方向は自分たちで考える。このことが必要だということをおっしゃられておりました。

私は、地方制度調査会であっても、こういう問題に対していわゆる観測的な報告しか出せていない、これが日本の政治やシンクタンクの決定的な弱点ではないかと。展望がない、あるいは何か大きな枠、企業か何かの制約のもとで物事を言えない。私たち国民は大企業なんかの末端での駒では、利益を、利潤を吸い上げられる駒ではないはずであります。しかしながら、戦後、高度経済成長のころから、勤勉でもてはやされながら、鼓舞をされながら日本をつくり上げてきて、一方で競争社会の中である意味では叱咤激励、悪く言えば尻をたたかれて来た。

ところが、落ちついて考えれば、自分たちの地域どころか、国の制度も本当に持続可能な状態にどうするかということを考えられていないのではないかと、二者択一かどうか、国が提案したものにレールに乗るかどうか。フランスでは、いわゆる町というコミュニティは1,500人とか2,000人、日本ではそのぐらいになると、危機感で後先どうしようとあたふたする。ところがいわゆる広域でやる、仕事は広域でやる。村や町、コミュニティで守るべきところは、それはしっかりと守る。これが欧米では主流であります。それを守った上で箇所、箇所の連邦政府なりがしっかりと元締めをやると、全部一緒くたにまとめてやるとかではない。

私は、広域行政で、広域でやるべきこと、一定の効率、それは認めますけれども、今なし崩し的に認識を正していかないと、またこの広域行政から、じゃ合併に進んでいいだろう。一旦やった後、誰も大変な地方の末端で利益が上がらないところで業を起こしたり、そこで生活をしていくことはできません、個人では。大きな力がないとできません。まして、南伊豆町は静岡県でも一番野生獣、イノシシ、特にイノシシ、鹿も出ていますが、生息、出没地が多い自治体であります。こういうところを誰が、住民が必死に守っているからこそ、ここ

をつないでいけるのであって、このスタンスをしっかり押さえることと、場合によっては、欧米の地方自治のあり方等々も言及をされることも必要ではないかと、国の優秀な官僚の方々が考える中にもエアポケットがあって、それを政治的にも言えない環境があるかもしれません。それをこの半島先端の自治体を守って、住民の代表としてこの地域を守ってきているものが、しっかりと言及すべきではないかと思いますが、改めていかがですか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

本町では、平成28年３月に南伊豆町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、第５次総合計画とリンクしながら、各種施策を展開してまいりました。

また、本年度においては、令和２年度から10年間の第６次総合計画の策定作業を進めており、これにあわせて、地方創生事業の継続に向けた新たな総合戦略の策定も求められております。

次期総合戦略策定に伴う住民意識調査の結果を見ると、町政に対する現状評価として住民満足度なども数値化され、いずれも低い数値にとどまっていることから、今後の課題であると捉えております。

同調査結果には、今後まちづくりにおける重要度も明確化されておりますので、町民の皆様とビジョンを共有しながら、持続可能なまちづくりを推進したいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　横山隆二君。横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　間違えないで、横嶋ですから。

前に行きましょう。

持続可能な町、アンケートでの満足度、いろいろあるかとは思います。それは、私もそういう町の中での指摘に対しては真摯にしっかりと受けとめながら、同時にやはり希望を持って生きる展望、いわゆる南伊豆町が合併の対象とした隣の市が２年前に過疎指定に陥りました。人口減少率もここは、計算データは出していませんけれども、かなり激しいです。やはり地域をどうするかという、そういう住民感も含めた志等々、いわゆる気、気持ち、力、こうしたものが醸成されないと、どうしても他力本願でなし崩し的になりかねません。先ほど、私は野生獣の話をしましたが、同時にここは海岸線が57キロあって、台風、あるいは南海ト

ラフの災害リスクが高い確率で起こることが見込まれると、この間も議論されておりますように、災害時の避難行動要支援者の増加や救急出動件数の増加、これも見込まれます。地域の防災力、消防力の維持強化、これも課題になっております。これをいわゆる括弧つきの専門担当職員ということではなく、先ほど役重さんが言われたように住民との密接なコミュニケーションをとるその行政のプロ、いわゆる避難所対応にしても何してもこうしたことで地域をしっかりと支える。これが将来に繋がっていくことを確信、私はすべきだと非常にしつこいと思うんですが、確信すべきだと。この場でも何度も話しておりますが、いわゆる伊豆縦貫道、これも天城インターが開通して、2021年の３月には逆川、梨本間が開通する。その間に稲梓トンネルが開通、あるいは目途が立ってくる。こうすると、若い子供たちや若い青年にとっては、長く待ち続けた我々以上に早い間隔で将来展望が見込まれる。そこをくみ取って将来を展望と構築を図ることが必要ではないかと、だもんで、繰り返し認識を問うわけであります。

今、国の経済がどん底だと、もうアベノミクスの言葉も出ないぐらい冷え切って、消費税が２％上がったことでも冷え切って、このアベノミクスの言葉も出ないと。こういう中で、大変などん底のようなところではあるんですが、一方では縦貫道開通を見越した、いわゆる投資家がそうでなくても山はもう既に外資を含めて買われて、開発などされているわけですが、平地も買いが始まると、目をつけられていると。そこをしっかり見据えて、今まで守ってきたことを堅持してやるのは、町をしっかりと守っていくことだと思うんです。だからこそ、しつこいようですけれども、その認識をしっかりと問うて、いわゆる括弧つき県や国というのは、どんなあれをしても現場のことはお客さんでしかありません。守れません、ここに住んでいるものでしかここを守れません。だからこそ、しっかりと本当の意味で持続可能に繋がるように、今までの先人が苦労して地に汗流して守ってきたこの土地をしっかりと守るために自治体の長としても、町職員にそうした認識をやはり醸成して頑張っていただきたいという思いがあるわけですが、改めていかがでしょうか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

認識としては、町職員と私の認識は統一されているのかなというふうに思います。同じ方向を見て、やはり将来持続可能なまちづくり、町政運営ができるように今仮に10年後、今、議員がおっしゃられたように、10年後、伊豆縦貫自動車道ができたときにこの町はどういう

ふうになっているかというもと、やはり進んでいる部分もございますので、これからまだまだ伊豆半島、それから南伊豆町は伸び代があると思っていますので、伊豆縦貫自動車道、それから中部自動車道等、道路インフラも整備されてきますので、まだまだこれからの展望というのが楽しみだと思いますので、職員も一緒になってそのような認識でいると思っております。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひこの視点を育てて、堅持しながら進めていただきたいというふうに私も非力ながら力を尽くしていきたいと思います。

次に、台風災害の教訓と防災という項目であります。

台風15号、台風19号により大きな被害を全国で受けましたが、全国、町内でも受けております。たまたま人的な被害はありませんでしたが、全国各地では、さらに深刻な被害を受けてきました。この間、夏から秋にかけては台風災害ですが、この十数年の間には局地的な豪雨、土砂災害がありました。こうしたことで南伊豆町では昭和49年、50年、七夕豪雨も含めて旧庁舎が１階まで浸水したり、そういうことから激甚災害の指定で河川改修が行われて、それほどの状況はなくなってきました。ただし、昭和49年というのは1974年、75年の時期ですが、その後1991年９月10日の伊豆半島南部集中豪雨では、町内の二條地区を含めて床下浸水などの被害を受けました。当時、私も議会にも最初の質問の前で緊急質問を行いましたが、当時は百年に一度の雨に対して対応を求めるという質問を行いましたけれども、この関連する質問、２回目か３回目になりますけれども、それとは比べ物にならない降水量、瞬間的な短時間集中豪雨があるとか、あるいは今度の台風19号、高潮の影響では弓ケ浜の砂の侵食は数万トンに及ぶと見られております。これは、下流や大瀬も県道が防潮堤の高さまで潮が溢水するという、非常に危険な状況がありました。

まず、この台風被害の教訓、どのように捉えておられるのか、ここをご答弁いただけますか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

台風15号及び19号については、近年にない大規模な勢力を維持したまま、日本本土を直撃

し、死者を伴う大災害となりました。

大規模台風の猛威は、河川堤防の決壊や氾濫、これらに伴う家屋損壊、水道施設の断水や広範囲にわたる停電が長時間に及ぶなど、改めて自然の脅威を痛感したところであります。

本町においては、台風19号により家屋の一部破損が30棟、床下浸水６棟、被害船舶は36隻との被害の報告を受けており、４漁港施設や海岸保全施設においても物的損害が発生いたしましたが、早目の避難所の開設のほか、適切な事前避難の呼びかけなどにより、500人を超える避難行動がなされ、何よりも人的被害がなかったことが最良であると思料いたします。

今後も災害に強いインフラ整備を推進することは言うまでもありませんが、今般の避難所開設において万全な対応がとれなかったという反省点なども踏まえ、各担当部署で検証を進めているところでもあります。

引き続き、人命を優先した適切な避難情報の提供と避難体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　台風の被害状況と対応が述べられましたが、平成29年の７月に南伊豆町避難勧告等に関するガイドライン、土砂災害、水害、高潮災害、津波災害でこのガイドラインが定められておりますが、私、弓ケ浜の湊区の弓ケ浜の状況、この高潮災害に関しては一昨年も質問を行っているんですが、いわゆる津波対策でのレベル１、レベル２に対してアンケート実施を３年前にやっております。しかし、それとは別個にそのアンケート実施の際は、いわゆる津波対策に対しての静岡県の考えは静岡方式で住民の要望を優先して、答えありきでやらないということが示されました。３案だか出されて、アンケート結果を受ける、アンケートを受けると、とると。結果としては、決着はつかないでそのままなっているということであります。それはそれでやむを得ませんが、一方で当初住民の皆さんから言われていたのは、台風の高潮で海岸道路を溢水するという報告がありました。ところが、それでそういう声がありますが、今回の台風の規模、向きと威力によっては復旧にべらぼうな状態があります。私、もう一つ同じようなのが来ると、海岸道路はめくれて松林も行っちゃうんじゃないかなとこう思うんです。浜の中央なり、中央部や津波避難タワーがあるところ、低いところは溢水をして、中の住宅地まで２列目の住宅地まで潮が入っていると。もちろん早目の避難、台風の場合は地震や津波と違うんで、予測されるもんで、それは、そのままで事前

避難すれば人命はいいと。ただし予測される中で、毎年台風が大きくなっていく、徐々に徐々に大きくなっていく、海水量は、海水は膨張しています。こうした点では津波のいわゆるレベル１、レベル２の観点での対応とは違う考え方で対処をしていくべきなのではないかというふうに思うんです。

これは、高潮の問題、もう一つは、河川の水害の問題で、このガイドラインでは警戒が必要な河川として、青野川、前田川、鯉名川、二条川、差田川等々で箇所を定めております。当然だと思いますし、やはり一昨年質問したときに何人かの議員、同僚議員も含めて河川の中の堆積物の除去ということで、いわゆる青野川のインボ落とし、岩殿下の堆積土砂を県がかなりの量を撤去しました。こうしたことを含めた事前の対策と、それといわゆる無堤防地域、青野川下流の湊の地域でも湊交差点から200、300メートルぐらいの区間は無堤防地域、その下には歩道工事をやっておりますが、こうしたところの対策もあわせて必要なのではないかというふうに思います。

ちょっと、質問がちょっと重なるというか、いろいろ混雑しているような感じはしますけれども、津波とは別な高潮に関しては津波と別視点での対応をしないと、弓ケ浜の海岸道路がえぐれてその先大変なことになって、いわゆる松林まで倒壊するような事態に見舞われるんではないかという、そういう深刻な思いを抱いているんですが、いかがでしょうかね。町長だけではなくて、防災担当。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

今般の大型台風では、全国各地で特別警報級の大雨により冠水や河川の氾濫などで深刻な被害が発生いたしました。

静岡県では、洪水により重大、または相当な損害を生ずる恐れのある河川が指定されており、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定めまして、この水位に達した場合は、水位、または流量を示し通知・周知することになっております。

本町では、青野川が指定されておりますので、静岡地方気象台の予測する降水量をもとに、河川管理者である静岡県が、河川水位の危険を予測し、洪水予報を共同発表することになります。

また、近年では、ゲリラ豪雨が多発しており、一般社団法人河川情報センターから提供されている前原橋、二条橋、中木４号橋の水位を参考に、河川氾濫の想定や避難対応などを行

うことになります。

暴風に対する事前対応は極めて難しいものがあり、町民への注意喚起のほか、発注現場などに対する工事看板等の飛散防止、公共施設等の事前措置など、限られた対策のみとなっているのが現状であります。

暴風災害においては、停電や倒木などによる生活道路の寸断などが想定されますが、本年度創設した町道等支障木伐採事業補助金制度の活用などをもって、地域の方々と連携したライフラインの保全や、インフラ投資を推進してまいりたいと考えております。

高潮越波への対策等については、台風の大規模化を踏まえた中で、地元の意向に沿いながら国や県に対して強く要望してまいります。

先日も国会議員の先生方に、私も議員会館に出向きまして、そのような対策の要望をお願いしたんですけれども、やはり今般の台風15号、19号の被害、それから恐怖によって全国から多くの要望が来ているよということを言われました。南伊豆町だけではない、全国からそういう今後の対策についての要望があったということですので引き続き国のほうにも要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君）　副町長。

○副町長（橋本元治君）　補足ということで答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の越波の関係につきましては、先ほど宮田議員からもご質問がありましたが、基本的に御存じのようにレベル１のものについては、静岡モデルを中心に津波の対策協議会というものを開いて、地域の方々とずっと協議をしてきました。それはもう議員も御存じのとおりだと思います。

Ｌ１については、近々来るであろう地震、要は東海地震などがその例になりますが、比較的早い段階で来るであろうものに対して、物理的に対応するために施設をつくると、それについて地域の方々と協議をするということを続けてきました。Ｌ２は南海トラフですので、それこそ例えば伊浜であれば30メートルを超える津波ということになります。ただ、Ｌ１につきましても、レベル１につきましても湊地区で５メートル、６メートルという想定です。これは高さ的に言ったら、海岸道路を超える高さがもう５メートル、６メートルという波です。ですから、台風による越波の場合は、これは何年か前にやはり大きい台風がありました。当然、これ海岸道路を超えて街場のほうへと波が入ったという事案もあります。

アンケートのお話もありましたが、私、当時担当課長でございましたので、協議会にも参

加をさせていただいた中で、台風被害も考えて施設整備について皆さんにご意見を伺いたいということで、土木事務所も入って丁寧に説明をした中でやりました。ですから、基本的にＬ１に対応できる施設ができれば、当然これは大規模台風であっても恐らく浸水ということはないであろうというふうには、私は考えております。ただ、いろんな意味でやはり湊地区の場合には観光面というところもあって、現状としては、もう全くつくらない、あるいはつくるというご判断をいただいている地区もありますが、またそれから、県内21の市町の中で既にもうＬ１に対応している堤をつくっている自治体もあります。ただ、南伊豆の場合にはまだ全てが出そろっておりませんので、やらないという判断をしているところもありますし、ご承知のとおり、竹麻地区、とりわけ湊、手石、小稲、３地区、こちらについては、施設整備の要望があるということで承っておりまして、問題はこれからその高さについてを、しっかりと整備をしていく。検討した中で決めていく。とりわけ手石のほうは津波の折り返しの中で防波堤を超える、河川の護岸を超えてくるであろうということがありますので、そちらの高さも含めて、全てについてこれから施設的な整備についての検討がなされるんであろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ地震、津波に関しては、予測されるということでありますけれども、台風はほぼ毎年来てあるので、その詰めをやはり現場と大変ですが調整をして、推進をしていただきたいというふうに思います。

次に、景観計画と条例制定、１次産業の位置づけです。

11月15日付で、締め切りで景観条例の意見聴取、またいわゆる町民の間に出ていっての懇談会がやられましたけれども、景観条例の準備と定められている景観計画、この狙い、そして今の現状、いわゆるそういうものを準備しているがない中での現状の状態、どのように認識をしてこれをつくることに、制定することによってどう対応されようとしているのか、予算等々も含めて、あるいは体制も含めて考えがあるのかご答弁をいただきたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

人口減少社会を迎え、持続可能なまちづくりを推進するためには定住促進や交流人口の確

保に加え、地域の魅力をさらに高めていく取り組みが必要であると認識しております。

近年においては、日本の原風景が残る農山漁村に対する関心や、憧れが高まりつつあるなかで、本町においても固有の景観を保全しつつ、魅力的な景観形成を図ることが急務であると思料いたします。

このような中で、少子高齢化による急速な人口減少から空き家や空き店舗が増加し、１次産業に関連する農地や山林の荒廃などに加え、豊かな自然と調和できない風景や心ない屋外広告物なども増加していることから、その対応が強く求められているところであります。

このため、本町の美しい景観を維持・保全し、次の世代に引き継ぐために必要となる計画を策定や法的な規制をもって、良好な生活環境の創出を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ここで担当に質問を行います。

いわゆる、今、町長も法的な規制等々も述べられました。いわゆるつくられている、既につくられている景観計画の中で、町長が述べられた農山漁村の風景ということがありましたが、その項目の前の段階でいわゆる特定地域、例えば竹麻地区、耕作放棄地対策などを進め、日野の元気な百姓達の里のヒマワリや菜の花等の植栽を継続的に進め、１年を通じて花で観光客をもてなす景観づくりを進める。三坂地区でも自然景観や農地景観、集落景観を眺めることができるよう自然環境や農地の適切な維持管理を進める。こういう言及があります。条例の案として、まだ制定されておりませんが、町の責務として第３条に総合的な施策を策定し、計画的に実施をするということがあります。また、町民の責務として第４条で互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めると。第４条２項では、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう求めるというふうにあります。

そこで質問なんですが、先ほど言ったいわゆる町の農業振興会が平成４年から元気な百姓まつりを始めて、ことし28回をやりました。一定の地域ですが、草刈りをして景観を保ってきた。なかなかそれでも行き渡らない状態があります。こうしたところをいわゆる景観を保っていくために町としては、三坂地区でも団体が耕作をしてやっているところもあります。町としては、そういうところに対しても含めて、維持も含めて、維持やあるいはそうではない南上地域はおびただしい放棄地もあります。どのように考えているのか、方策を持たれているのか、その点をご答弁いただけますか。

○議長（清水清一君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

耕作放棄地の対策につきましては、やはり農業委員会が主幹になろうかと思いますので、農業委員会を通じた中で適正な農地の維持をお願いするような形になろうかと思います。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ちょっとそれはだめです。答弁になっていないので、現場を見ているはずなんですよね、現場。いわゆる放棄地になっているところを見ていると思うんです。農業委員会の皆さんも見ているはずです。でも、そうではないところがあるわけ、それをどうするのかと私聞いているんですよ、考えはあるのかと。

景観形成でいわゆるそれに、私は看板とか、看板も重要な資源というか、意趣ではあるんですが、むしろ農村景観の維持管理にどう力を入れるのか、それを放っておいたら罰金、条例違反になるのか。提案するところが同じ今部署です、統括は。それで現状をどうされようとしているのかと、農業委員会の人も見ているわけです。見ていても憂いている。だから、方策はあるかと聞いて、今の答弁だと全く無策ですよ。

○議長（清水清一君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　農業委員会の中には、今現在荒れている農地とか使われている農地というのは、やはり自分ができないからそういったことになっているわけであって、であれば新しい担い手を見出した中で、その方に賃貸借を行っていくというような農業政策をとっていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　時間が迫っているんで、あれですけれども、建前で言っても現状は担い手で、営農でつくる人何人か入ってきているけれども、実際には大変です、べらぼうに大変。農業で業としてやっている人はもう十指にあるかどうか、退職農業者は別ですよ。そういう状態を目の当たりにしていて、やはりそれをプロというか、生業を立てる農業者いなくても維持管理どうするのか、なぜ聞いたかというと、一方で手石の和田原は今見渡せるようになっている。誰かがつくるわけではないんですよ。測量するためだけ草刈りをして、数

十万入れているわけですよ。その後どうするのか、十数年前に担当がハンマーナイフ入れて、農業振興会に貸し出した。それを民間に売っちゃって、町は管理できないとやっているんだが、私はハンマーナイフを２台も３台も買って、農業者であれば油代だけでああいうところを買って、潰して維持ができる。すぐ農地ができなくても、でもああいうきれいになったところは資本があるところは目をつけるんですよ。でも、30年も農業振興会、町の人々のボランティアの人足でやったところをみすみすできないではないですか。きちんと維持ができる対策を立てなければ景観保護条例をつくる意味がないと。私は指摘するだけではなくて、一緒になってやるつもりがあるんで、なのでそういうことも考えて維持管理を今の和田原は30年ぶりですよ。私、最初から百姓まつりやっているんで言うんですが、そういう観点で考えていって、将来の子供たちに展望を見させるような農業、農業だけで食うというのはよっぽど大変なんでね、それだけ言及して、期待をして質問を終わりたいと思います。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで14時55分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時４０分

再開　午後　２時５５分

○議長（清水清一君）　休憩を閉じ会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇　黒　田　利貴男　君

○議長（清水清一君）　１番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田利貴男君。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　通告どおり質問させていただきたいと思います。

まず初めに、総合防災計画についてということで質問させていただきます。

防災の考え方の中でよく自助・共助・公助と言われますけれども、まずその前提となるの

が平時と発災時、それと復旧・復興、これについてまず考えていかなければならないんじゃないかと。

特に、先の台風19号等もありました。また、東日本大震災のような大規模災害もありました。そういった中で、災害の多様化と大規模化、激甚化、そういったことが起こり始めています。これは今までであれば何年に一度の災害であるというふうに言われる程度だったものが、今はだんだん当たり前になり始めてきています。そういった中で、南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率、今年になって発表されたものが70％から80％であるということは、30年後に起きるのか、明日起きるのか、それとも今日起きるのか、全く地震については予測がつかない、そういった状況にあるわけです。

そういったときに、まず一番最初に聞きたいのは、町としての平時の考え方、そこのところをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

全国の自治体では、地方自治法、災害対策基本法などに基づくなかで地域防災計画を定めることが求められ、避難勧告等に関するガイドラインなどをもって、災害対応における事前準備から復旧・復興までの大綱を定めております。

このため、平時においては、避難マップの作成、防災訓練の実施、備蓄品の確保等のほか、適正な地域防災計画の見直しなどのソフト事業を進め、災害危険箇所の解消などに向けたハード整備にも取り組んでおります。

以上です。

○議長（清水清一君）　黒田利貴男君。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

そういった中で、この町の地震・津波のアクションプログラムの中にもそういったことも書かれているんですけれども、例えば、先の台風19号のときに、南崎地区、道路まで冠水する波がかぶる。要は高潮と台風による高波が合わさったものが堤防を乗り越えて道路まで来ていると。

そういったときに、昔の自分たちがまだ20代のころを思い起こすと、あの海岸線道路沿いにあった波消しブロック、テトラポットですね、テトラポットが道路の消波壁よりか高い位

置にあったんですね。ところが、今になってみると、１メーター近く下がっているんですね、今。恐らく波の浸食によってテトラがどんどん沈んでいったと、そういったことが考えられるんじゃないかなとは思うんですけれども、そういったところも、このアクションプログラムの中にある随時見直しをしていくといった部分で、やはり普段から、平時からそういったところも見直しを図りながら、住民を、いかに住民の安心・安全を守るかという計画にしていかなければまずいんじゃないかと。

今、町長おっしゃった避難路、避難場所等の話もございましたけれども、じゃ、津波で避難したときに、避難した先、そこでのライフラインはどうするのかとか、そういったところまで考えてもらいたいというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

発災時における対応としましては、職員等の初動体制では、参集基準を、警報の発令や地震の震度等により４段階に定め、そのカテゴリーにおいて、自宅待機から警戒本部の設置まで不断の体制整備に努めております。

避難所のライフラインにつきましては、発電機の準備等をしておりますので、それから水の確保も、各避難所には水、食料の備蓄はしております。

以上です。

○議長（清水清一君）　黒田利貴男君。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

もう一つは、最近、15号、19号と本年台風が来たわけですけれども、台風災害において伊豆市のほうでは災害ごみが1,000トン出たと言われています。この11月30日まで避難者が体育館で避難生活をしていたと。余りに長い避難生活ということになったわけですけれども、仮設住宅がなかったとか、例えば災害ごみの仮置き場がなかったと、そういった問題が出てきています。これはいろんなところでそういった問題が出ていて、長野のほうもそうですね。災害ごみの仮置き場がなかった。

最初に話したとおり、南海トラフ地震が起きたときには、湊、津波高の低い場所であっても５メーターという津波高が予想される中で、確実に災害ごみは大量に出ますよといったときに、仮置き場、果たしてあるのか、ないのかというところをお聞かせ願えればと思います。

担当課が答えますか。

○議長（清水清一君）　じゃ、生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

南伊豆町では、平成29年３月に南伊豆町災害廃棄物処理計画を策定しております。その中で規定されておりますのは、一時仮置き場として、子浦の三浜中学校跡地ほか、あと漁港関係のところが指定されております。

ただ、県の津波被害の推定によると、14万5,000平米が必要になるということでされております。今現在指定されているところが２万6,000しかありませんので、この前の被災の後に、伊豆市、伊豆の国市に自分が行きまして、一応現地を確認しております。そういった中で、今後、担当と、官地が南伊豆町はご存じのとおり少ない状況にあります。実際、県の土地とかも少ない状況で、平地も少ないという状況になっております。そういった中で、今後、担当とは民地等を考えながら、今後協定を結びながら確保していこうかということで考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　黒田利貴男君。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

そうなんですよね。南伊豆町の場合は、平らな場所がない。海から平らなところは住居部分があって、そのまま山になってしまうといったときに、災害ごみの仮置き場がまずない。そういったことも含めて、差田の町有地あたりを大規模な集積所にしようとしていたのかなといったところもあるんですけれども、今は多分使えなくなってしまうのではないかなといったところがあって、そこら辺が非常に心配になったのと。

もう一つは、災害復興住宅ですね。例えば、行政区、自治区としての機能を失われつつある、吉田であるとか、落居であるとか、天神原であるとか、岩殿であるとか、そういったところの住民の避難、そういったところを住民同士で避難ができるかといったら、まず無理ですよね。で、自助でやれといったところで、もし仮に落居の宇留井大橋が落下した場合、津波によって落下した場合、落居の住民はどうやって避難所へ移動するのか。今、宇留井大橋があって、トンネルがあって、三浜小の避難所へと迅速に逃げることができる。もし発災後、橋が落ちた後に逃げるとなったら、昔の道路が崩落したためにあの橋はかけられたものです。そういったときに、それより以前の道、落居の集落からまっすぐ沢沿いに上に上がって、マ

ーガレットラインへ出る道、あそこを高齢者が上がるのはかなりきついのではないかというふうに考えたときに、では、そういった人たち、どうするのかといった問題。

それと同時に、防災計画を立てるときに、誰かそこへ行くのかといったことなども考えているのか、いないのか。または復興住宅を先に前倒しで建てて、そこに避難をしてもらうのか。または移住してもらうのかというのは、東日本大震災のときに被災した方々が、みんな避難した先から戻らないんですね。福島県は。宮城もそうです。岩手もそうです。で、この町、57キロの海岸線沿いに３分の２の集落があります。人口があります。その人たちが戻らなくなったとき、どうします。町としての機能がなくなるんじゃない。住民がいなくなったら、町として成り立たなくなる。そういった心配をしているわけです。平時に、そういったところまで考えているのか、いないのか。お聞かせ願えればと思います。

○議長（清水清一君）　副町長。

○副町長（橋本元治君）　お答えをいたします。

特殊な例といいますか、部分的なところで落居地区の集落の孤立というようなお話が出ました。当然、私どもといいますか、防災計画の中で、地域それぞれの特色、地形もありますので、孤立の想定される地域も指定し、そこから住民の方々を避難させる方法についても、計画的には、空、海、全て考えて対応といいますか、計画のほうはつくってあります。

ただ、そうならないように宇留井大橋につきましても耐震化の工事を、金額はちょっと忘れましたけれども、何億円という金額を投資して、トンネルも震度幾つ以上は絶対大丈夫だというような形の予備といいますか、事前の対策もとっております。

議員ご指摘のとおり、3.11でもう集落が津波等でやられて、生き残った方々がそれぞれのお子様のところへ行ってしまって帰ってこない、これは当然、私どものほうも想定されるところでございます。

そのためにも、やはり仮設住宅というのは一番重要だと思いますし、現状、例えば旧三浜小学校の利用であるとか、あるいは吉祥地区の町有地の利活用だとかというところがあろうかと思います。

ただ、その想定が、かなり難しいところがあると思います。では、1,000戸は必要だといって、災害が何も起きない段階で1,000戸の避難住宅を先に建てておくのかと、それが果たして行政として正しい判断なのかということになると、非常に難しいところがあると思います。これだけやはり規模的にも風水害、あるいは地震、津波も想定される中で、ここにもう事前に着手しているところというのは、なかなかそういう自治体は今のところないのかなと。ど

うしても事後になってしまうと。ただ、それは時間をかけないで対応するためにはどうしたらいいのかと。そういうところの事前の計画であるとか、用地の確保であるとか、そういうところは、もう事前に進めていかなければいけないと。極めて重要な課題だと思いますが、そこを進めるべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　黒田利貴男君。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

早急にとは言いませんが、災害はいつ起きるかわからないという考えのもと、できるだけ迅速にお考え願えればというふうに思います。

次の質問いきます。

消防団員の処遇の改善についてということですが、まず今、静岡県下、消防団員の処遇で、南伊豆町の消防団員の手当、出動手当で2,200円、訓練手当で2,500円、以後４時間を超えて、２時間オーバーして500円割り増しになるという中で、これ静岡県下ワースト２位なんですね。ワースト１位は、後ろに傍聴に来られている議員もおりますけれども、松崎町です。

社会環境の変化とか、さまざまな要因から、消防団員の数も減っています。そういった中で、消防行事に参加するか、仕事をとるかといったら、もう仕事をとるしかない。しかし、消防団員は町の非常勤の公務員であるといったところから、少しでも処遇を変えてもらいたいと。このことについては、毎年度静岡県消防大会において、消防協会総裁及び消防長会会長連名で、各市町村のほうへと団員の処遇の改善を要望する要望書が各市町へと来ているはずです。その中で、今まで誰もお金の部分については、触れてくることができなかったんですけれども、あえてここで、消防団員の処遇の改善について、町としてのお考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

消防団活動については、町民の生命、財産を守るとした崇高な志のもと、地域の貴重な防災力としても災害対応には欠かすことのできない存在であると認識しております。

本町においては、人口8,200人に対し、300人を消防団員として任命し、消防団条例に基づくなかで、出動手当2,200円、訓練手当2,500円と定めておりますが、これらの支給額は近隣

市町とほぼ同等であります。

近年の自然災害の大規模化に加え、消防団員の減少と高齢化を踏まえた中で、団員数の安定確保や魅力ある消防団の在り方など、団本部とも協議を重ねながら、実態に即した組織改革を目指してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君）　黒田利貴男君。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

地方交付税の措置額がずっと横ばいのため、なかなか、この賀茂郡下消防団員、厳しい中、消防団活動を続けているわけですので、少しでも当局としてもご理解をいただきますようお願いをいたします。

続いての質問にいきます。

国道136号の道路環境整備についてでございますけれども、ここ数年、中木のヒリゾ浜への来客数の増加、また今年になって、世界ジオパーク認定を受けた中木の柱状節理及び入間の千畳敷への来遊客数が増加してきたと。通年を通してかなりの通行量があるのが、この国道136号線でございます。

そういった中で、加納地内の直線の部分、歩道が非常に狭いんですね。二條地区の子供たちはバス通学か、自転車で来れる、子供は自転車でも来れるといった中で、あの狭いところを車道を自転車で走っている。田んぼのほう側には植え込みがあって、その植え込みの管理も夏を過ぎてから行われる。そのために伸びた草が車道にかぶってきてしまって、中木方面へ向かう車、中木、三浜方面へ向かう車は、ほとんどセンターラインをまたぐような形で通行してきます。

子供たちの通行の安全及び地域住民の歩道を歩行するときの安全のためにも、あの植え込みをなくしてしまって、道路と田んぼの間にある用水路のＵ字溝及び道路用のＵ字溝、そこの部分までをカルバートか何かで立ち上げの壁にしてしまって、道路を移動させる。その上で歩道を広げる。そういったことと、もう一つは二條へ入ってから、二條と差田の間のセンターラインもない、要は１車線の対面通行部分について、ここ、非常に事故が多発しているんですね。ミラー同士の接触、または車両がお互い道を譲らずに真ん中でけんかをしてしまうと。そういった事案が発生している中で、あそこ、３桁の国道なので、国・県・町、３者で管理をしている中で、少しでも道路改良、道路環境整備を県なりへ訴えているのかといっ

たところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

国道136号線、東海バスの上古山バス停付近から、泉のバス停の間にあるツツジは、刈り込み時期にもよりますけれども、雑草とともに車線にはみ出し、通行の妨げになることがあります。特にことしの夏は、私もよくそれは感じました。

本年度において、刈り込みが九月に入っていたからということもあったでしょうけれども、夏休みシーズン中は通行しにくい状況にありました。

観光地は、景観保護と環境美化が生命線でもありますので、道路管理者として適切な時期に剪定作業を完了するように、今後申し入れていきたいと思います。

また、国道136号線の二篠地内から差田地内までは道幅が狭く、特に夏季観光シーズンにおける交通量の増加等には、極めて危険な状況にあると承知しております。

このため町では、具体的な箇所を示し、長年にわたり拡幅整備に係る要望書を提出してまいりましたが、なかなか改良が進まないのが現状であります。

このような中、高規格化された町道成持吉祥線への誘導を促す試みとして、臨時的な措置ではありますが、泉交差点、一色交差点、差田交差点への巡回標識を設置し、国道の交通量を削減することで、地元利用者の交通環境の改善に取り組むこととなりました。

今後、標識の設置による所定の成果に期待するとともに、県道の拡幅整備などについても、粘り強く要望を継続してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君）　黒田利貴男君。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございました。

県道については、石廊崎線は今年の６月でしたか、道路へかぶっている支障木については、７メートルの高さまで刈り払われております。部分的には刈り払われていないところもございますけれども、やはりこれから観光客、観光立町ですので、道路の環境整備というのはしっかりやっていく。また、県のほうでは伊豆半島雨の日の観光というテーマで、県のほうでも会議をしております。そういった中で、やはり雨の日に伊豆へ来て、この南伊豆に来たときに何をやるのかといったときに、やはり車窓から見える風景、そういったものを見てもら

うだけでもいいかと思います。ただ、車のナビゲーションシステム自体が、国道を優先に案内をするようにできていますので、どうしても案内看板等があっても、成吉線のほうへはひっぱられずに、国道のほうへと誘導されてしまうというケースも、人の言うことをきかないドライバーであれば、ナビに逆らって走るかと思いますけれども、ナビどおり走る人だと、そちらへ回されることもあろうかと思うので、そこら辺も考慮しながら、しっかりとした対策をとっていってもらえるといいかと思います。ありがとうございます。

最後の質問となりますけれども、鳥獣害総合対策について、を質問したいと思います。

まず、有害鳥獣捕獲区間もあって、個体数管理の部分はとりあえず今回はやらないとしても、被害管理と生息地の管理について、今回は質問しようかと思うのですけれども、被害管理と生息地の管理、これは農地の所有者または山林の所有者、個々の住民が土地を所有している中でやってもらうこととなるわけです。そういったときに、一般住民の皆さんに、どのようにその対策の進め方、または対策の意味等をお伝えしていくのか。例えば講習会をやるのか、それとも回覧板で流すのか。さまざまな方法があろうかと思いますけれども、ともかく一般住民に、今まで自分たちは何もしなくても捕獲さえしていればよかったと思っていた一般住民に、どのように生息地の管理と被害の管理をお伝えしていくかというところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（清水清一君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

本町における有害獣対策の取り組みでは、個体管理による捕獲が中心となっており、補助金等を活用した被害管理は個々に行われているものの、あくまでも限定的であり、林材価格の低迷などに相まって、生息地管理等に対する取り組みは進んでいないのが現状であります。

広大な森林地帯が存在するなかで、市町が広域的な連携をもって防御施設等を整備することも有効的とは思いますが、実効性には欠ける状況下にあると考えられます。

このため、有害鳥獣等対策協議会など、関係諸団体と連携し、先進地の取り組みや対策を検討するとともに、集落診断等の活躍や、森林整備、耕作放棄地の解消に向けて、集落単位の地域住民の理解と協力を得ながら、効果的な鳥獣害対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　黒田利貴男君。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

できるだけ速やかに、自分たちは関係ないと思っている一般住民の方々に、しっかりと自分たちで管理をしてくださいといったところを伝えていってもらいたいというのと、先ほど個体数の管理数については申し上げないとは言ったんですけれども、一つ提案として、この南伊豆町の有害鳥獣捕獲であれば、わなの狩猟免許を持っている方々が一生懸命やります。ですが、狩猟期間に入ると、一切狩猟を行わないんですね。今まで銃猟でやっていた方々の邪魔になる、またはトラブルを回避する、そういった中で行わなくなっています。また、そういった方々と、他県の狩猟者とのトラブル等々も多発しています。そういった中で、一つ提案として、特区という方法で、例えば他県から来る方々に捕獲を促すため、町へと税金を納めてもらう。入猟税ですね。県のほうには、狩猟者登録税という税金が入ります。その上で狩猟を行うわけですが、プラス特区を決めて、南伊豆の山で猟をする方はちゃんと払ってくださいねと。そのお金を、鳥獣害対策または環境共益等にまわしていく。そういったやり方にして狩猟期間の捕獲を促さないと、生息数は減らないんです。要は有害鳥獣捕獲期間に捕獲される野生獣の場合、イノシシの場合、幼獣が多いんですね、幼いイノシシが。というのは、春に生まれるからです。繁殖期はじゃあいつなのといったときに、繁殖期はこの狩猟期間内なんですよ。狩猟期間に繁殖をさせない。繁殖しなければ、生まれる子供がいなくなる。そういった対策をとるために、狩猟期間にわなをかけなくなる地元の狩猟者がいるわけです。だから、どうしても毎年度、今年の捕獲頭数も700頭。イノシシ500頭の鹿が200頭。前年はそれよりちょっと多い程度。これずっと変わらないんです、数字が。狩猟期間にやらないから変わらないんです。そこら辺も考えて、特区の創設、そういったことも考えていってもらえると、なお鳥獣害対策、住民にもさっき町長が言われたように、周知徹底をする。そして個体数管理のほうで、特区を創設して繁殖をさせない。そういった形をこれからとっていくべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、県のほうからもやはり狩猟期間の駆除というのを奨励しているということがありますので、その辺を勉強した中で、また特区のほうもちょっと勉強して、今後の鳥獣対策に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君）　黒田利貴男君。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

できるだけ全国で、やはりそういった同じようなことで悩んでいる自治体が、同じように特区という制度で、狩猟期間、どう狩猟者に捕獲を促すかといったことを今考えて動き出しています。やはり、二番煎じじゃなくてほかより先に動いていく、そういった姿勢も出していくことが必要ではないかと思うので、これからしっかりとやってください。

通告より時間早いですが、これで私の質問終わらせていただきます。

○議長（清水清一君）　ご苦労様でした。

黒田利貴男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（清水清一君）　本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日は９時30分よりここで会議を行います。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時３１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　清　水　清　一

署　名　議　員　　谷　　正

署　名　議　員　　長　田　美喜彦

令和元年 12 月定例町議会

（第 2 日　12 月 4 日）

令和元年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

令和元年１２月４日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　議第　９６号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第　３　議第　９７号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第　４　議第　９８号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第　５　議第　９９号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第　６　議第１００号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第　７　議第１０１号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第　８　議第１０２号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第　９　議第１０３号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第１０　議第１０４号　南伊豆町表彰条例の一部を改正する条例制定について

日程第１１　議第１０５号　南伊豆町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第１２　議第１０６号　南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第１３　議第１０７号　南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第１４　議第１０８号　南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第１５　議第１０９号　南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

日程第１６　議第１１０号　南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定について

日程第１７　議第１１１号　南伊豆町森林環境整備促進基金条例制定について

日程第１８　議第１１２号　調停の合意について

日程第１９　議第１１３号　令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）

日程第２０　議第１１４号　令和元年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第２１　議第１１５号　令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第２２　議第１１６号　令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

日程第２３　議第１１７号　令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第２４　各委員会の閉会中の継続調査申出書

日程第２５　議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	黒田利貴男君	２番	宮田和彦君
３番	比野下文男君	４番	加畑　毅君
５番	谷　正君	６番	長田美喜彦君
７番	稲葉勝男君	８番	清水清一君
９番	漆田　修君	１０番	齋藤　要君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　長　岡部克仁君　　副町長　橋本元治君

教育長	佐野　薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	髙野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	髙橋健一君	教育委員会事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	髙橋由美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	係長	内藤彰一

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（清水清一君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和元年12月南伊豆町議会定例会本会議第２日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

５番議員　　谷　　正　君

６番議員　　長　田　美喜彦　君

◎議第９６号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　これより議案審議に入ります。

議第96号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、を議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（清水清一君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　おはようございます。

議第96号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条第１項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するため、固定資産評価審査委員会が設置されております。

同審査委員３名のうち、横山誠氏の任期が、本年12月31日で満了となります。このため、優れた知識と豊富な経験を有する横山誠氏を改めて選任いたしたく、同条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、同条第６項の規定に基づき、選任の日から３年となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　ありませんか。質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第96号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第96号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第９７号～議第１０３号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　続きまして、議第97号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第98号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第99号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第100号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第101号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第102号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて及び議第103号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、を一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（清水清一君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　本議案は、南上財産区管理会委員の任期が令和元年12月31日で満了となるため、委員７名の選任を一括で上程するものであります。

同委員は、地方自治法第296条の２及び南伊豆町南上財産区管理会条例第３条の規定に基づき選任され、同財産区の管理・運営を行うものであります。

つきましては、南上財産区の管理・運営に精通する

蛇石126番地　高野清、市之瀬554番地　佐藤求、下小野754番地　山田利喜夫、青野599番地　鈴木州司、下小野249番地　小澤康巳、上小野79番地　小島治哉、毛倉野15番地　山本良平の７氏を委員として選任いたしたくご提案申しあげます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示して質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　ありませんか。質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第97号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについての原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、議第98号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについての原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、議第99号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、議第100号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、議第101号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、議第102号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、議第103号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第97号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第97号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第98号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第98号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第99号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第99号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第100号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第100号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第101号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第101号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第102号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第102号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第103号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第103号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第１０４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　続きまして、議第104号　南伊豆町表彰条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第104号の提案理由を申し上げます。

本議案は、成年被後見人に係る法律の施行に伴い条例の一部を改正するもので、改正の内容は、南伊豆町表彰条例第９条で定める特別優遇の停止事項について、第１号で規定する成年被後見人または被保佐人及び第２号を削除し、「表彰者が著しく名誉を失墜したと認められるときは、町長が前条の待遇を停止する。」に改めるもので、合わせて字句等の修正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第104号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第104号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１０５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　次に、議第105号　南伊豆町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第105号の提案理由を申し上げます。

本議案も、議第104号と同様に、成年被後見人等に係る法律の施行に伴い条例の一部を改正するもので、改正の内容は、地方公務員法で規定する職員の欠格事由が改正されたため、同法より引用する条文を改正するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第105号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第105号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１０６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　次に、議第106号　南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定ついて、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第106号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2019年人事院勧告により官民格差等に基づく給与水準改定が求められ、当町においても一般職の給与条例の改正を行うものであります。

改正内容については、初任給及び若年層の俸給月額及び勤勉手当について、0.05か月引き上げるもので、合わせて議第104号と同様に、成年被後見人に係る法律の施行に伴い地方公務員法で規定する職員の欠格事由が改正されたことから、同法より引用する部分を削除するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第106号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第106号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１０７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　議第107号　南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第107号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2019年人事院勧告による一般職の給与条例の改正にあたり、特別職についても同様の改正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第107号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第107号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１０８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　次に、議第108号　南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第108号の提案理由を申し上げます。

本議案も、議第104号と同様に、成年被後見人にかかる法律の施行に伴い条例の一部を改正するもので、改正の内容は、児童福祉法で規定する保育士及び養育里親、養子縁組里親の欠格事由が改正されたため、同法より引用する条文を改正するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第108号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第108号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１０９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　次に、議第109号　南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第109号の提案理由を申し上げます。

本議案は、水道法施行令の一部改正に伴い、南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正するもので、改正内容は、指定給水装置工事事業者制度の更新制度導入に伴い、給水装置工事事業者更新手数料を追加するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第109号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第109号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　議第110号　南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第110号の提案理由を申し上げます。

本議案も、議第104号と同様に、成年被後見人に係る法律の施行に伴い条例の一部を改正するもので、改正の内容は、南伊豆町消防団条例第５条で定める欠格条項のうち、第１号で規定する成年被後見人または被保佐人の規定を削除するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第110号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第110号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　次に、議第111号　南伊豆町森林環境整備促進基金条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第111号の提案理由を申し上げます。

本議案は、森林環境譲与税及び令和６年度から創設される森林環境税を適正に管理するとともに、森林整備に関する施策の財源に充てるため、新たに基金を創設するものであります。

詳細については、地域整備課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長　飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　議第111号の内容説明をさせていただきます。

この条例は、７条建てからなってございます。

第１条は、設置について定めてございます。本町における森林の整備及びその促進の財源に充てるための基金に必要となる事項を本条例で定めるものとなってございます。

第２条です。積み立てとなっております。基金への積み立てる収入について定めてございます。

第３条では、管理について定めてございます。基金の管理方法について、定めてございます。

第４条では、収益金の処理について定めてございます。こちらのほうについては、基金によって生じる収益金の取り扱いについて定めているものでございます。

第５条、処分でございます。基金の処分について定めてございます。

第６条、振替運用等でございます。基金の振り替え及び繰り入れについて定めているものでございます。

第７条は、委任でございます。条例に関する細目的な事項については、町長が別に定めることができることを定めてございます。

以上でございまして、あと附則についてでございますが、この条例は公布の日から施行するものとなってございます。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第111号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第111号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第１１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　次に、議第112号　調停の合意について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第112号の提案理由を申し上げます。

本議案は、お試し移住及び移住促進のためビジターセンターとして賃借したニュー南伊豆ホテルの賃貸借契約解除に伴い、町が負担すべき金額及び善管注意義務を怠ったとして生じた損害賠償事件について、管轄する三島簡易裁判所からの調停案を受け入れ、町が解決金を支払う手続を行うため、地方自治法第96条第１項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、地方創生室長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

地方創生室長。

〔地方創生室長　勝田智史君登壇〕

○地方創生室長（勝田智史君）　議第112号の内容説明を申し上げます。

本議案は、お試し移住及び移住促進を目的としたビジターセンター開設のため、本町が平成27年６月に賃貸借契約を結び、平成29年３月まで賃貸借した物件の契約解除に伴う清算金及び善管注意義務を怠ったことにより生じた損害額について、本年４月、当該物件所有者から三島簡易裁判所へ申し立てのあった損害賠償請求調停事件において、これまで４回の調停が行われた結果、11月15日に示された同裁判所調停委員会からの調停条項案を受け入れ、本定例会において議会の議決を賜り、調停に合意したいものでございます。

本調停の申立人は当該物件所有者の横山眞由美氏、所在地は南伊豆町下賀茂209番地の３であります。

また、本調停により町が申立人に支払う解決金の額は470万円であり、この後ご審議いただく議第113号　令和元年度一般会計補正予算（第４号）に計上させていただいております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　議案の案にある申立人は、住所、神奈川県藤沢市となっておりますが、旧南伊豆ホテルで、現在開業している飲食店がありますが、そこの所有者と同じということでしょうか。その確認をお願いいたします。

○議長（清水清一君）　地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君）　同一でございます。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　現オーナーと同一人物だということでありますね。

先ほど、平成27年から賃貸契約を結んだということでありますけれども、契約解除を決定したのはいつでしょうか。

○議長（清水清一君）　地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君）　お答えいたします。

契約解除に当たりましては、平成28年10月にまず仲介している不動産業者と話し合いをも

ちまして、同年の12月に両者で合意を、３月末をもって契約解除とする合意を結んでおります。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　この案件は、前町長の時代で、そもそも建物が使用に耐えるのかということで、平成27年の当初予算でも質問をした覚えがあります。ところが、それを押し切ってやったところ、27年の年度は過ぎて、その年度の決算に当たる平成28年９月定例会で議会が視察をいたしましたが、その契約解除の決定をしたのは、その後だったのかどうかということ。もう一つは、使用の中身、実際にはどの程度使用されたのか。

○議長（清水清一君）　地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君）　お答えいたします。

契約の解除につきましては、議員ご指摘のとおり、平成28年９月定例会以降の決定と認識しております。それまでの使用につきましては、町内で活動しております子育てサークル、それからＮＰＯが使用したということで認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君）　よろしいですか。

漆田修君。

○９番（漆田　修君）　事件の概要の中で、実はこの件では今回議会でおまえ発言するなということをちょっとくぎ刺されたんですね。ですから、そういうことを前提にちょっと、質疑ですからちょっとお問い合わせしますが、善良なる管理者の注意義務がございますね、民法で言うところの。それが、４回の調停の会議の中において、こと細かく双方において議論されたと思います、調停の場で。ですから、その範囲がどうであるのか、要するに借り主が怠ったという範疇が、例えば他力的な要素でそういう事態に陥ってしまった。具体的に言いますと、雨漏りであるとか、そういったことまで調停の場に入れるべきかどうか。それによって、例えば690万円が470万円に引き下げられたということで、お互いにしのぎ合いをするわけですね、調停の場では。経済的な金額の面では。それが、善管注意を善良なる管理者の注意義務ということであるならば、契約の文面には当然それはうたわれているわけですよね。ですからそれも合わせてちょっとお答えいただきたいのですが。その範疇というのは、この議会の場ではお答えは不可能ですか。２つお願いします。

○議長（清水清一君）　地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君）　お答えいたします。

これまで４回の調停の中では、善管注意義務に関することは、そのお話し合いの中の中心となるところでございました。

一方で、善管注意義務の原因となった雨漏りに関しましては、いつ発生したか、どこまでそれが損害に影響したかというところが、お互い証拠がないということで、特定できない状況であります。そういったこともありまして、具体的にこの部分が幾らということではなく、全体で690万円の請求が470万円で落ちつく調停となったということで認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君）　漆田修君。

○９番（漆田　修君）　了解いたしました。

全員協のときにも事細かく担当部局から説明がございましたが、私、あの場ではかなりきついことを申し上げたんですね。道義的な責任というのは表現まで申し上げたんですが、それはもう済んでしまったことで、ある一定のけじめがついているわけですね。要するに岡部町長と前町長との選挙でみそぎを受けて、その結果がこうなってしまったということで、ある意味ではみそぎは受けておりますので、その道義的な責任については、私、この場では申し上げませんが、さっき言った善管注意の範疇の話は、ちょっとまだ私の中ではファジーな部分がありましたので質問したわけであります。ですから、これで私の質疑は終わりにします。

以上です。

○議長（清水清一君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　町長に質問というか見解を問いたいと思うんですが、これは前町長の時代の案件で、私も当初借りるときから注文つけておりましたけれども、結果としては28年の定例会、決算委員会のときに議会が全員で視察でこの建物に入った際に、これが使用に耐えられるのかという声を上げた記憶があります。ほぼ全員が上げました。こんなところがビジターセンターになるのかということで、多額の費用もかかるのではないかということで、そういう議会の意志を受けた直後に契約解除の申し出をするということは、いわゆる現場サイドは、そういうことを薄々思っていても政治的なトップが強行することによってこういうことが引き起こされたというふうに私は見ておって、前任者の責任に寄与することが極めて大きいと思うんですね。こういう言いがかり的な被害を町がこうむるということは、本当に許されないし情けないということだと思います。かつてジャングルパーク、今オーシャンパ

ークとなりましたけれども、あそこも当時の執行者がいわゆる民間の事業者に約束をする、議会の裏付けも何もない、政治的なトップの対応でそれが裁判に発展すると。職員も多大な負担をしてやってきたと。こういうことが、もちろんしっかりとした教訓にして、あってはならないことだとしてやっていかなければならないし、私はこういうことを引きずりながら町政執行をしていくことというのは、本当に無駄というか時間的にもそうだし、そういうことを含めて町長の見解を伺いたいと。決意を。

○議長（清水清一君）　町長。

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

私も就任してから２年半を超えましたけれども、この２年半の間、エクレシア南伊豆が竣工し、それから健康福祉センターが竣工し、石廊崎オーシャンパークも開園しと、私はこれを特に今まで自分が尽力したというわけでもない中で、いわゆる日の当たる場所に私は立たせてもらったというのが、この２年半だったと思います。これは、歴代の町長方が進めてきた施策の結果、私がそこに立っていたということだと思いますので、私が就任したのはいいことも、いろんな課題も解決していくのが私の仕事だと思いますので、今回のことは町民の方には大変申し訳ないところもあるなと思いますが、これからこのようなことがないように、しっかりと職員と一丸になって、町民の方になる施策を打っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君）　そのほかに質疑ございます。

稲葉勝男君。

○７番（稲葉勝男君）　今、町長の横嶋議員の質問に対してああいうふうに言っていただいて、本当に町長、非常にいいことを聞かせてもらいました。

それで、この責任という云々ではなくて、これは責任と言われれば我々議会にもあるわけですよ。これは議決権で、反対者が１人いようが２人いようが、最終的にはこの事業に対しての賛成をしたと。これは議会で議決したことに対して、１人２人反対者いたって議会の総意でなったということですから、これは私は反対だからだめだったとかということではないもので、我々非常にそういう面では議会も、その当時の議員さんではない方もいられますけれども、我々はその当時賛成した議員として、やはり責任を感じてはおります、こういう結果になったことは。ですけれども、ここで誰が悪い、あれが悪い、そうではなくて、今後この調停が進んで、もちろん福地弁護士も尽力していただいて、こういう結果が出た。これは

町がもう委託していることですから、素直にこれを受け入れるべきで、今後は町長が言われるようにこういうことがないようにということで、私はこのことに対しては、もうこれで決着をつけるほうがいいというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水清一君）　答えはいいですか。

では、ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

齋藤要君。

○１０番（齋藤　要君）　私は賛成討論としたいと思います。

町長の心中はお察しするところはあります。これは、先ほど稲葉議員が申し上げましたけれども、私も賛成した１人でございますので、この件につきましては、私は賛成をさせていただきます。いろいろ事情がありましたけれども、これでもっておさめていただきたいと思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（清水清一君）　ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第112号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第112号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　次に、議第113号　令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第113号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,879万7,000円を増額し、予算の総額を54億3,803万1,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、総務費に785万1,000円、民生費1,684万8,000円のほか土木費289万8,000円などを増額するもので、これら歳出に対応する財源として地方交付税4,457万6,000円、基金繰入金491万6,000円を増額し、過疎対策事業債を1,540万円減額するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君）　それでは、議第113号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをご覧ください。

第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に2,879万7,000円を追加し、予算の総額を54億3,803万1,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の18ページ、19ページをご覧ください。

２款総務費の１項１目一般管理費では、解決金として470万円を計上をさせていただきました。これは、町がお試し移住及び移住促進のためのビジターセンターとして活用すること

を目的に、賃貸借契約に基づき賃借していたニュー南伊豆ホテルの賃貸借契約解除に伴い、町が負担すべきであるとして、貸主から申し立てのあった損害賠償請求調停事件について、裁判所の調停案を受け入れ、双方合意のもとで調停手続を行うためのものでございます。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

２目１項税務総務費の人件費については、人事院勧告が閣議決定されたことを受けての職員給与等の調整でありまして、20万円を増額いたしました。以降におきましても同様に、職員給与等の調整がございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、22ページから25ページにかけてでございます。３款民生費の２項２目児童福祉施設費には、こども園の統合、一園化に際し、児童数の増加により既存の園庭と駐車場の拡張が必要であるため、その用地取得費及び物件移転補償費として合わせて1,861万3,000円を計上をさせていただいております。

最後に28ページ、29ページをご覧ください。７款土木費の６項１目住宅管理費には、366万4,000円を増額いたしました。これは、町営中木住宅のバルコニー及び手摺の更新工事にあたり設計を委託したところ、手すりの形状変更、各戸間に衝立を新設する必要が生じたこと及び劣化の進行により外壁補修箇所が予定より増加したことによる工事費の増額であります。

続きまして、歳入の主な項目について説明をさせていただきます。

お戻りいただいて、14ページから17ページをお願いいたします。

本補正予算の歳出にかかる財源といたしましては、11款１項１目地方交付税の普通交付税に4,457万6,000円を見込みました。

また、19款２項１目基金繰入金のスポーツ振興基金繰入金には、差田グラウンド整備工事の財源として99万6,000円を、公共施設整備基金繰入金には、町営中木住宅のバルコニー及び手摺更新工事の増額分の財源として347万円を計上させていただきました。

このほか、22款１項８目の過疎対策事業債は、年度末に不用額として返還することが困難な性質を踏まえ、今年度起債額をこの時期に確定させる必要があることから、当年度に起債充当を予定している事業の入札状況をもとに1,540万円を減額するものでございます。

以上で内容説明を終わらさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

宮田和彦君。

○２番（宮田和彦君）　予算書の19ページなんですけれども、64の交通安全施設整備事業で45万円ということで、この施設修繕料は何を修繕するのか教えていただけますか。

○議長（清水清一君）　総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君）　お答えをいたします。

これは、台風10号、19号でかなりカーブミラーが倒れてしまいまして、そちらのほうを修繕する工事になります。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

○２番（宮田和彦君）　もう一つ、27ページ、14の観光振興事業ということで、重機借り上げです。これも要するに10号、19号の台風の復興作業というんですか、そういう感じに当たるんでしょうか。

○議長（清水清一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

商工費の重機借り上げ料につきましては、台風19号により弓ヶ浜の海岸沿いの木柵が損傷している部分がありまして、それを重機を借り上げた中で補修していきたいということでございます。

以上です。

○議長（清水清一君）　宮田和彦君。

○２番（宮田和彦君）　木柵関係なんですけれども、私、今日もそこ見てきたんですけれども、ベンチもかなり転がっていまして、その関係も一緒にやられるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（清水清一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

それも含めた中で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君）　そのほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第113号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第113号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　次に、議第114号　令和元年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第114号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に1,003万5,000円を増額し、予算の総額を12億8,556万円としたいものであります。

歳出の主なものは、施設入所者数の増加に伴い、２款保険給付費を990万5,000円増額するもので、歳入は10款繰越金を増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第114号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第114号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　次に、議第115号　令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第115号の提案理由を申し上げます。

本議案は、人事院勧告による職員給与等の改定でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ３万円を増額し予算の総額を２億3,211万2,000円としたいものであります。

歳出については、２款業務費を３万円増額し、歳入では５款繰入金に同額を計上するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第115号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第115号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　次に、議第116号　令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第116号の提案理由を申し上げます。

本議案は、施設の老朽化に伴う施設修繕料を増額するもので、歳入歳出予算の総額に98万5,000円を増額し、予算の総額を1,945万円としたいものであります。

歳出では、１款総務費に98万5,000円を増額し、これら財源として、１款分担金及び負担金49万3,000円、３款繰入金49万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第116号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第116号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　続きまして、議第117号　令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第117号の提案理由を申し上げます。

本議案は、水道事業会計の営業費用のうち、台風被害への対応のため時間外手当を19万3,000円増額するもので、水道事業費用の総額を３億3,126万5,000円としたいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第117号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君）　全員賛成です。

よって、議第117号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（清水清一君）　日程第24、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をされました。

◎議員派遣の申し出について

○議長（清水清一君）　日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付をしたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に印刷配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（清水清一君）　本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、令和元年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

どうもお疲れさまでした。

閉会　午前１０時３３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　清　水　清　一

署　名　議　員　　谷　　正

署　名　議　員　　長　田　美喜彦

令和元年12月議会定例会審議結果

議　案 番　号	件　　目	議決年月日	結　果
議第96号	南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	12月4日	原案同意
議第97号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	12月4日	原案同意
議第98号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	12月4日	原案同意
議第99号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	12月4日	原案同意
議第100号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	12月4日	原案同意
議第101号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	12月4日	原案同意
議第102号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	12月4日	原案同意
議第103号	南伊豆町南上財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	12月4日	原案同意
議第104号	南伊豆町表彰条例の一部を改正する条例制定について	12月4日	原案可決
議第105号	南伊豆町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について	12月4日	原案可決
議第106号	南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	12月4日	原案可決
議第107号	南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について	12月4日	原案可決
議第108号	南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	12月4日	原案可決
議第109号	南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	12月4日	原案可決
議第110号	南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定について	12月4日	原案可決

議　案 番　号	件　　目	議決年月日	結　果
議第111号	南伊豆町森林環境整備促進基金条例制定について	12月4日	原案可決
議第112号	調停の合意について	12月4日	原案可決
議第113号	令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）	12月4日	原案可決
議第114号	令和元年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）	12月4日	原案可決
議第115号	令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	12月4日	原案可決
議第116号	令和元年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	12月4日	原案可決
議第117号	令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）	12月4日	原案可決